

大阪地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 贈与税決定処分取消等請求事件  
国側当事者・国(左京税務署長、神戸税務署長)  
平成22年3月26日棄却・控訴

判 決

原告	甲
原告	乙
原告ら訴訟代理人弁護士	竹内 知行
同	高田 豊暢
同	三浦 高敬
被告	国
同代表者法務大臣	千葉 景子
処分行政庁	左京税務署長 塩川 優子
同	神戸税務署長 田中 信夫
被告指定代理人	後藤 信宏
同	杉浦 弘浩
同	谷崎 文雄
同	山内 勝
同	三宅 淳也

主 文

原告らの請求をいずれも棄却する。  
訴訟費用は原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 左京税務署長が平成16年6月28日付けで原告甲に対してした平成11年分の贈与税の決定処分及び無申告加算税の賦課決定処分(ただし、いずれも平成17年4月14日付け異議決定により一部取り消された後のもの)並びに平成12年分の贈与税の決定処分及び無申告加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 2 神戸税務署長が平成16年11月19日付けで原告甲に対してした亡丙に係る平成11年分及び平成12年分の贈与税の各決定処分及び無申告加算税の各賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 3 左京税務署長が平成16年6月28日付けで原告乙に対してした平成11年分及び平成12年分の贈与税の各決定処分及び無申告加算税の各賦課決定処分をいずれも取り消す。

第2 事案の概要

1 本件は、原告ら及び丙（以下「丙」という。）が平成11年及び平成12年に丁（以下「丁」という。）からそれぞれ小切手（以下「本件小切手」という。）の交付を受けたところ、左京税務署長及び神戸税務署長が、原告ら及び丙は本件小切手を無償で取得したものであるとして、原告らに対してそれぞれ贈与税の決定処分及び無申告加算税の賦課決定処分をするとともに、丙の相続人である原告甲（以下「原告甲」という。）に対し、同人は国税通則法5条により丙の納税義務のうち原告甲の法定相続分に係る部分を承継したとして、丙に係る贈与税の決定及び無申告加算税賦課決定をしたことから、原告らが、上記贈与税の各決定処分及び無申告加算税の各賦課決定処分（以下、これらを併せて「本件各処分」という。）の取消しを求めた事案である。

## 2 相続税法の定め

相続税法（平成15年法律第8号による改正前のもの。以下同じ。）1条の2第1号は、贈与により財産を取得した個人で当該財産を取得した時においてこの法律の施行地に住所を有する者は、同法により、贈与税を納める義務がある旨規定し、同法9条は、同法4条から8条までに規定する場合を除くほか、対価を支払わないで、又は著しく低い価額の対価で利益を受けた場合においては、当該利益を受けた時において、当該利益を受けた者が、当該利益を受けた時における当該利益の価額に相当する金額（対価の支払があった場合には、その価額を控除した金額）を当該利益を受けさせた者から贈与により取得したものとみなす旨規定する。

## 3 前提事実

以下の事実は、当事者間に争いがないか、掲記各証拠（書証番号は特記しない限り枝番を含む。以下同じ。）又は弁論の全趣旨から容易に認めることができる。なお、争いのない事実には認定根拠を付記しない。

### (1) 関係者の身分関係等（乙8、33）

ア 丙は、昭和14年6月18日、戊（大正8年3月27日生、以下「戊」という。）の子として出生した女性であり、昭和36年6月9日、A（明治33年4月15日生、昭和51年12月3日死亡、以下「A」という。）及びB（明治31年2月10日生、昭和59年4月8日死亡、以下「B」という。）と養子縁組をし、平成元年12月15日、原告甲と婚姻したが、平成16年8月12日、自殺により死亡した。なお、同人の相続人は戊及び原告甲の2人のみであり、戊の法定相続分は3分の1、原告甲の法定相続分は3分の2である。

イ 原告甲は、昭和18年8月26日生の男性であり、昭和53年8月11日、Bと養子縁組をし、平成元年12月15日、丙と婚姻した。

ウ 原告乙（以下「原告乙」という。）は、昭和31年8月7日、戊の子として出生した女性であり、昭和36年12月19日、C（明治30年9月1日生、昭和59年10月26日死亡、以下「C」という。）から認知を受け、さらに、昭和52年11月11日には同人と養子縁組をし、昭和63年5月23日には原告甲と養子縁組をした。

エ 丁は、大正4年3月29日生の男性であるが、平成12年11月20日、死亡した。なお、丁の法定相続人は、妻のD（以下「D」という。）及び養子のE（以下「E」という。）である。

オ 上記のほか、原告ら及びその関係者の親族関係は、別紙「原告ら及びその関係者の親族関係図」記載のとおりである。

### (2) 本件小切手の取得

原告ら及び丙は、平成11年及び平成12年、丁から合計して次の金額となる小切手（本件

小切手)の交付を受けた。

	平成11年	平成12年
原告甲	109,000,000	200,000,000
丙	101,000,000	30,000,000
原告乙	40,000,000	40,000,000

(円)

すなわち、丁は、平成11年1月27日から平成12年5月26日までの間に、同人名義のF証券株式会社(現F証券株式会社。以下「F証券」という。)大阪支店の取引口座(以下「本件証券会社口座」という。)及び株式会社G銀行(現株式会社G銀行)南船場支店の普通預金口座(以下「本件普通預金口座」という。)の金員を原資として、別表1「原告らが各預金口座に取立入金した本件小切手の明細」記載の各小切手(本件小切手)を作成し、誰に渡す分であるかを説明した上でこれらを原告ら及び丙に交付し、原告ら及び丙は、丁の説明に従い同別表の「入金日」欄記載の日に、同別表の「金融機関」及び「口座番号」欄記載の預金口座にそれぞれ取立入金した。そして、上記各預金口座は、本件小切手の入金当時、いずれもその口座名義人(「甲」及び「甲」とあるのは原告甲、「丙」とあるのは丙である。)に帰属し、かつそれら口座名義人が管理していたものである。なお、上記別表の乙関係に記載の小切手のうち、平成11年9月30日に戊名義の口座に入金されている3000万円については、原告甲が原告乙名義の口座に入金するのを、誤って戊名義の口座に入金したものであり、後日、戊名義の口座から同金額を出金し、原告乙名義の口座に入金したものである。

(3) 本件各処分(甲1~6)

ア 左京税務署長は、平成16年6月28日付けで、原告甲に対し、同人は、丁から、平成11年中に合計1億2900万円の贈与を、平成12年中に合計2億円の贈与をそれぞれ受けたと認められるが、いずれも無申告となっているとして、別表2「課税の経緯及びその内容」記載のとおり、平成11年分及び平成12年分贈与税について、それぞれ決定及び無申告加算税賦課決定をした。

イ 左京税務署長は、同日付で、原告乙に対し、同人は、丁から、平成11年中に合計4000万円の贈与を、平成12年中に合計4000万円の贈与をそれぞれ受けたと認められるが、いずれも無申告となっているとして、平成11年分及び平成12年分贈与税について、それぞれ同別表記載のとおり、決定及び無申告加算税賦課決定をした。

ウ 神戸税務署長は、平成16年11月19日付けで、丙は、丁から、平成11年中に合計1億0100万円の贈与を、平成12年中に合計3000万円の贈与をそれぞれ受けたと認められるが、いずれも無申告となっているとして、原告甲に対し、丙に係る平成11年及び平成12年分贈与税につき、丙に課される税額を原告甲の法定相続分(3分の2)であん分した額について、それぞれ同別表記載のとおり、決定及び無申告加算税賦課決定をした。

(4) 不服申立ての経緯及び本件訴訟(甲7~11、顕著な事実)

ア 原告らは、平成16年8月23日、上記(3)ア、イの各決定及び各無申告加算税賦課決定を不服として、原告甲は、平成17年1月15日、上記(3)ウの各決定及び各無申告加算税賦課決定を不服として、いずれも国税通則法75条2項1号に基づき、大阪国税局長に対して異議申立てをしたところ、大阪国税局長は、同年4月14日、同別表記載のとおり、上記(3)アのうち平成11年分贈与税に係る決定及び無申告加算税賦課決定の各一部を取り消し、

その余の異議申立てをいずれも棄却する決定をそれぞれ行い、同日付けで、原告らに対し、同各決定に係る決定書謄本をそれぞれ送付した。

イ 原告らは、平成17年5月10日、本件各処分（ただし、原告甲の平成11年分については、上記アの異議決定により一部取り消された後のもの。）を不服として、国税不服審判所長に対して審査請求をしたところ、国税不服審判所長は、平成18年5月8日、原告らの上記審査請求をいずれも棄却する裁決をそれぞれ行い、大阪国税不服審判所長は、同月10日付けで、原告らに対し、上記各裁決に係る裁決書謄本をそれぞれ送付した。

ウ 原告らは、平成18年11月9日、当庁に対し、本件訴えを提起した。なお、被告が本訴において主張する贈与税の計算過程は別表3「贈与税の計算」記載のとおりであり、無申告加算税の計算過程は別表4「無申告加算税の計算明細書」記載のとおりである。

#### (5) 贈与税等に係る税額の収納（弁論の全趣旨）

本件に関して原告ら及び戊が納付すべきものとされた税額は、その一部は平成19年1月15日までに甲等の名義の預金の差押えにより収納されたが、その余の滞納税額については、相続税法34条4項及び国税通則法5条1項の規定に基づき、同日、丁の相続人の財産を差し押さえ、その全額が収納された。なお、丁の相続人は、上記滞納処分に対する異議申立てをしなかった。

#### 4 主たる争点

- (1) 原告ら及び丙は無償で本件小切手を取得したかどうか
- (2) 本件各処分に至る調査手続に本件各処分の取消事由となる瑕疵があるかどうか

#### 5 主たる争点についての当事者の主張

- (1) 争点(1)（本件小切手取得の無償性）について

##### 【原告らの主張】

原告ら及び丙は、本件小切手を、Aや乙が丁に運用を委託して預けた資金（以下「本件ファンド」という。）の返金として受領したものであり、これを無償で取得したものではない。すなわち、Aは、30数年前、丁に対し、丁自身の判断で運用してその運用利息を定期的に受け取るという約定で、12億円の資金を預け、原告甲及び丙は、Aの死亡により、同人が丁に提供した資金を受け継いだものであり、丁に対する資金運用の委託関係は、丁が平成12年11月に死亡するまで継続した。また、原告乙も、Cから相続した財産を原告甲を通じて資金として丁に提供し、丁自身の判断でその資金を運用して、その運用利息を定期的に受け取るという形態で委託していたものであり、その委託関係は、平成12年11月に丁が死亡するまで継続した。したがって、丁から原告ら及び丙に交付された本件小切手は、A及び原告乙が運用委託していた本件ファンドの返金を受けたものにすぎず、これを無償で取得したものではない。

この点、被告は、丁は、原告ら及び丙に対して本件小切手を贈与した、あるいは無償で交付したと主張するが、次のとおり、本件小切手が贈与等の趣旨で交付されたとは認められない。

##### ア 丁には本件小切手を贈与する動機はないこと

本件では、丁は、原告ら及び丙に対し、合計5億円を超える本件小切手を交付しているところ、丁が、血縁関係やその他特別縁故者に匹敵するような関係のない原告ら及び丙に対して、このような大金を贈与することは常識では考えられない。

この点、被告は、質問てん末書の記載等から、丁は丙の実父であると主張し、丙と丁の間には親子という極めて特別な関係があると主張する。しかし、丙の実父は、親子関係不存

在確認請求事件の判決（甲 1 2）の理由中で判断されているとおり、丁ではなくH（以下「H」という。）である。実際、丁は子を作ることのできない体であった。

また、本件小切手の金額の大きさからすれば、たとい血縁関係があっても、これが贈与とは考えられない。

イ 本件小切手の交付が贈与の趣旨であるとするは不自然であること

仮に、丁において、本件小切手を原告ら及び丙に贈与し、原告らにおいてもこれを贈与であると認識していたのであれば、原告らが贈与税の納税義務を怠るはずがない。また、本件では、丁は、国税局の厳しい調査を受けていたにもかかわらず、現金の手渡しではなく、小切手の交付という交付方法をとっているところ、仮に、贈与税を免れる意図が原告らにあったとすれば、複数回にわたり小切手を丁より受領し、原告らの口座に入金するといった数多くの痕跡の残る引渡形態をとるはずがない。

ウ A等が本件ファンドの原資を有していたこと

(ア) 戊の質問てん末書（乙 7）の記載等からすると、Aは、相当の資産を有していたことが推認される。

また、Aは、甲家の財産の運用を丁に任せていたのであり、本件ファンドの原資はAの財産に限られるものではなく、少なくともBの財産もその原資とされていたのである。そうであるところ、Bは、戦前、〇〇の近くでカフェレストランを経営しており、相当な財産を築いていたと推認できるのみならず、Bの前夫であるI（以下「I」という。）は、外国航路船長であることからすれば、BはIからも何らかの形で財産を譲り受けていたと推認できる。

さらに、Aの父であるJ（以下「J」という。）とその長女であるK（以下「K」という。）及びその夫であるL（以下「L」という。）は宗教家であり、兵庫県姫路市の土地一帯を所有していた。そして、KないしLが主催していた宗教はかなり大規模なものであり、多数の信者から相当のお布施や寄進等を受けていたところ、K及びLが死亡した後は、同人らの相当部分の財産をA、B及び丙が相続した。

さらに、丙自身も、昭和40年代に相当の不動産を取得しており、その譲渡により取得した金銭等、多額の資産を有していた。

(イ) また、本件ファンドのうち、原告乙分は、Cの相続に関連して取得した7000万円を、原告甲及び丙を通じて丁にその運用を委託したものである。すなわち、Cの相続人は、原告乙及びM（以下「M」という。）の2名であったが、Cの相続財産である不動産をめぐり第三者との間で紛争が生じたため、Mが専ら主導権をとる形態で、原告乙は、Mと共に当該第三者に対して上記不動産の返還を求める訴訟を提起し、同訴訟は和解により終結した。そして、原告乙は、昭和61年ころ、同訴訟の和解金9000万円のうち、相続分である4500万円を訴訟代理人弁護士から受領し、さらにその後、同弁護士からCの他の相続財産についての原告乙の相続分として2500万円の小切手を受領し、これを銀行にて現金化した。原告乙は、以上の合計7000万円を直ちに丁に運用委託したものである。なお、原告乙は自己の研究に専心していたため、これらの一連の手続を実際にしたのは原告甲及び丙である。

(ウ) 以上の事実からすると、甲家が本件ファンドの原資となる資産を有していたことは明らかである。そして、丁は、甲家の資産を、原告甲、丙及び戊名義でも運用していたので

あるから、原告ら及び丙が丁から受領した本件小切手は本件ファンドの返金であることは明白である。

エ 被告が原告らの主張に歩み寄った和解案を提示していたこと

(ア) 本件各処分によれば、原告ら及び丙の納付すべき贈与税及び過少申告加算税の総額は、約3億5000万円にも及ぶものである。それにもかかわらず、原告ら及び丙と被告調査担当者との間の約1年もの長期間に及ぶ交渉において、被告調査担当者は、原告ら及び丙に対し、原告甲のみが3000万円を納付することで本件問題を解決するという和解案を提示し、これを強要した。このように、処分行政庁において、原告ら及び丙の主張に歩み寄り、限りなく白に近い灰色で決着させようとして上記のような和解案を提示していたのは、処分行政庁が、本件小切手の授受が贈与又はみなし贈与とみることに無理があると考えていたことの証左である。

(イ) この点、被告は、当初、被告調査担当者が3000万円の納付で解決するとの上記和解案を強要した事実をひた隠しにしていたが、原告らから、原告甲と被告担当者らとの面談の際の録音テープを提出したところ、被告調査担当者の責任者であるN（以下「N」という。）は、その供述を翻し、上記和解案で解決しようとした事実を認めたものの、それは組織としての判断ではなく、個人の独断であったと供述する。しかし、決定に至った場合の金額と上記和解案の金額には10倍以上の大きな開きがあり、こうした和解案をNが独断で提示できないのは明らかである。したがって、組織としてではなく独断で上記和解案で解決しようとしたとするN証言が虚偽であることは明白であり、処分行政庁は、組織として上記和解案で解決しようとしていたものである。被告が、上記和解案の提示がNの独断であると主張し、組織としての方針であることを頑なに否認しているのは、そうした組織として弱腰の交渉をしていたという事実が、被告にとって極めて不利な事実と捉えているからにはかならない。

オ 被告が指摘する事情について

被告は、原告ら及び丙が本件小切手を丁から無償で取得したことの根拠として、Aが本件ファンドのために資金提供したとする金額が12億円と多額であるにもかかわらず、丁に運用を委託したことを示す金銭消費貸借等の書類が一切存在しないことを指摘する。

しかし、契約書等の書類が一切存在しないのではなく、あくまで原告ら及び丙の手元に存在しなかっただけであり、本件ファンドの返金状況は、丁がその手帳や書類によって正確に把握・管理していた。すなわち、甲家と丁との繋がり深く、30年以上の長期にわたる取引により高度の信頼関係が形成され、当該信頼関係を原告甲及び丙は承継し、維持しており、原告甲及び丙が丁の会社の直通電話に電話をかけて返金の依頼をすると、丁はすぐそれに応じて返金していたのである。そして、原告甲の質問てん末書の記載からも明らかなおおりに、丁の手元には本件ファンドの存在を裏付ける資料が存在したのである。他方、上記のような甲家と丁との信頼関係にかんがみると、Bの死亡の際に原告甲や丙がその時点における丁に対する預け金についての詳細を知らなくとも、また、遺産相続、相続税の申告・納付のすべてについて丁に任せていたとしても不自然ではない。また、原告乙についても、同人の本件ファンドに対する出資分は、同人の財産の管理を全面的にゆだねられていた原告甲及び丙が丁に預けたものであるから、原告乙が資金提供のことについて知らないのも当然である。

【被告の主張】

原告らは、丁から原告ら及び丙が受領した本件小切手は預け金（本件ファンド）の配当又は元本の返金であると主張するが、次のとおり、原告ら及び丙は本件小切手を丁から贈与により取得したものであるべきである。

ア 預け金（本件ファンド）の返還であることの客観的証拠が一切ないこと

そもそも、原告らが主張する本件ファンドの金額は12億円あるいは10数億円と多額であるにもかかわらず、原告甲及び丙は、調査担当職員に対し、金銭消費貸借などの契約書、領収書等の書類は一切存在しない旨供述しており、原告らはいまだ本件ファンドの存在を裏付ける客観的証拠を提出できていない。

また、原告甲及び丙は、A又はBの相続に関しても、調査担当職員に対し、丁に任せていたとして、相続や遺産分割、相続税の申告等についても知らないなどと供述しているほか、原告甲は、丁から受け取った配当に係る所得税の申告の有無についても知らない旨供述しており、以上のことなどからすれば、元々、原告らが主張する本件ファンドは原告甲等の創作であり、存在しないものというべきである。

原告らは、血族関係やその他いわゆる特別縁故者に匹敵するような関係など全くない原告甲等に対し、丁が大金を贈与することは常識では到底考えられないと主張するが、そのように血縁関係等のない者間でされたという本件ファンドについて、その存在を証明する書類が何ら存在せず、A又はBの相続財産に係る遺産分割協議等を委任した書類も一切ないという供述自体、不自然・不合理であり到底信用することができない。

さらに、原告らは、原告乙が取得した本件小切手の原資について、Cから相続した資金を原告甲及び丙を通じて丁に直接預けたと主張するが、これについても客観的に証明する証拠はなく、また、原告乙が平成4年6月に取得した不動産の購入代金の調達方法も説明できず、しかも、原告乙は、本件調査において、原告甲及び丙が原告乙の資金を丁に預けることは聞いたこともないなどと供述していたのであって、これらからすれば、原告乙が丁に本件ファンドを預けたとする原告らの主張も信用できない。丙の所有不動産の売却代金を原資として丁に預けたとの原告らの主張についても、これを客観的に証明する証拠はない。

なお、原告らは、甲家の資産が原告甲及び丙名義で丁により運用されていた書類が発見されたとして書証を提出するが、これらの証拠も本件ファンドの存在を何ら裏付けるものではない。

イ Aが10数億円もの多額の財産を所有していたとは考えられないこと

Aは、明治時代に兄と共に、義兄であるLを頼って大分から大阪に来たものであり、大阪では大工等の仕事で生計を立て、その後は、L及びKが住んでいた姫路市に移り住み、畑仕事などをして生活していた。そして、昭和51年に死亡したAの遺産は、姫路市所在の土地のみであり、戊がAから相続した財産は、戊が大阪市の喫茶店を購入した際にAから借り入れた金銭の未返済額及び現金数10万円のみである。

以上のようなAの職業及び財産の蓄財状況等のほか、Aの元住所地である姫路市において調査した結果からも、同人が12億円もの多額の財産を所有しており、それを生前に丁に対して貸し付けていたという事実は何らうかがわれない。

ウ 丁は大阪国税局管内でも有数の資産家であったこと

丁は、昭和20年代から大阪において金融業を営み、複数の会社を設立して経営した後、昭和45年1月31日に金融業等を営む株式会社O（以下「O」という。）を設立し、その

経営を行っていた。そして、丁は、平成3年にOの経営を養子のEに譲った後、主に、個人財産を用いて、債券や有価証券等の運用を行っており、特にF証券大阪支店との取引では、割引金融債券の購入を行い、多いときには月5億円程度の償還があった。他方、丁が残した書類には、資産運用に関して第三者からの借入れがあることや金銭の運用委託を受けたことを示すようなものは存在せず、上記支店の丁に係る顧客担当者も、丁が他人の資産を運用しているという話は聞いてないと供述している。また、丁の養父であるP（以下「P」という。）は、多額の国債及び公社債を運用するために、丁を養子にし、丁の経営する会社のいわゆる金主となっていた一方、丁の相続税の資産総額及び課税価格は、約44億円であり、原告ら及び丙への贈与後においてもばく大な財産を所有していた。

以上のとおり、丁は、大阪国税局管内でも有数の資産家であり、原告ら及び丙が取得した本件小切手に相当する額の財産を贈与しても、なお余りある財産を所有していたのである。

エ 丙は丁の実子であり、原告ら及び丙は丁と特別の関係を有していたこと

戸籍上、丙と丁との間に親子関係はないものの、戊や丙の供述内容等からすると、丙は丁の実子であると認められる。

この点、原告らは、丙が提起した親子関係不存在確認請求事件の判決で同人の実父がHと判断されていること等から、丁は丙の実父ではないと主張するが、上記親子関係不存在確認請求事件において丙が丁の子であるか検討された形跡はなく、上記判決は丁が丙の実父であることを左右するものではない。

以上のとおり、丙と丁の間には親子という極めて特別な関係が認められる。また、原告甲は丙の配偶者であり、原告乙は戊を実母とする丙の異父姉妹であり、かつ、原告甲の養子であることなどからすると、原告甲及び原告乙についても丁と特別な関係にあったというべきである。そして、原告ら及び丙が平成10年から平成12年の間に丁から合計約10億円の小切手を取得していることについても、丁の死亡時点での約45億円という遺産額や丙の相続人たり得る地位にかんがみれば、考えられない額ではない。

オ 丁の相続人は本件ファンドの存在を否定していること

丁の養子で相続人であるEは、調査担当職員に対し、丁は第三者から借入金が無かったこと、丁が残した書類には、金銭の貸借を示すような書類は存在しなかったと供述している。

カ まとめ

以上のとおり、原告らの主張する本件ファンドの存在を裏付ける証拠は一切なく、原告ら及び丙は本件小切手を丁から贈与により取得したものと認められる。仮に、贈与と評価できないとしても、原告ら及び丙の本件小切手の取得については、相続税法9条により贈与とみなされる。

(2) 争点②（調査手続上の瑕疵の有無）について

【原告らの主張】

本件各処分に至る調査手続は、①調査理由を開示しなかった点及び②脅迫的、威迫的あるいは侮辱的言辞が用いられた点において違法であり、本件各処分は取り消されるべきである。

ア 調査理由の不開示（①）について

被告調査担当者は、調査開始当初、本件調査は丁の相続税に関するいわゆる反面調査であるとしか説明せず、原告らの贈与税及び申告所得税に関する調査である旨の説明をしなかった。



したがって、本件調査手続には、調査理由を開示しない違法があるというべきである。

#### イ 脅迫的、威迫的あるいは侮辱的言辞による調査（②）について

(ア) 平成15年6月2日、大阪国税局において、原告甲及び丙に対して処分行政庁の方針が贈与税課税に関するものであることが伝えられたが、その際、被告調査担当者から丙に対して、「脱税者として刑罰を受けるべき。」「破産してもしようがない、金を作れ。」等の脅迫的、威迫的な発言がなされ、丙は気が動転してテーブルに頭を打ち付けしばらく失神し、自宅に戻るまで常に体を震わせてけいれんした状態であった。

この日を境に丙の精神状態がおかしくなったが、さらに同月中頃には、追い打ちをかけるように被告調査担当者Q（以下「Q」という。）は、丙に対し、電話で、「奥さん死なんといてや。」と発言し、これを聞いた丙は、原告乙の方に前のめりに倒れ込んできたが、その際放心状態であった。

以後、丙からはもはや生きていく自信がなくなったなどの絶望的な発言が繰り返されるようになったほか、毎日体をけいれんさせて意味不明な言葉を発するなどその言動は異常なものになり、その精神状態は極めて不安定な状態が続き、うつ病へと進行した。その後、平成16年5月19日までに、原告側と被告側との間で税額交渉がされ、原告側が自主納付を前提とする被告提示の和解案に歩み寄ろうとしていたにもかかわらず、被告調査担当者は一方的に交渉を打ち切り本件各処分を行った。これを知った丙は、将来を絶望し、同年8月12日に自殺した。以上の経緯は、丙に係るカルテの記載からも裏付けられている。

(イ) また、平成15年5月29日に原告乙の勤務先であったR大学研究室内において原告乙に対してされた調査の際、原告乙は、被告調査担当者から、「どうして今まで結婚しないでいるのか。」「幼少のころ、誰と暮らしていたのか。」「なぜ改名したのか。」など、本件と全く関連性のない質問をされた。独身女性に対して、結婚しない理由を尋ねるなど、侮辱的言辞が用いられたのである。

(ウ) 以上のように、原告ら及び丙に対して常軌を逸した脅迫的、威迫的言辞を用いてされた本件調査は違法である。

#### ウ まとめ

以上のとおり、違法な税務調査に基づく本件各処分はその取消しを免れないというべきである。

#### 【被告の主張】

##### ア 被告の主張の要旨

本件各処分に至る調査手続に本件各処分の取消事由となる瑕疵はない。この点、原告らは、調査手続における違法事由として、①調査理由の不開示及び②脅迫的、威迫的又は侮辱的言辞が用いられたことを主張するが、上記①の原告らの主張は失当であり、また、②については、そうした調査は行われていない。

##### イ 税務調査手続の違法性と課税処分との関係

相続税の質問検査権については、相続税法60条1項に規定されているところ、この規定は、国税庁、国税局又は税務署の調査権限を有する職員において、諸般の具体的事情にかんがみ、客観的な必要性があると判断される場合には、職権調査の一方法として、同項各号規定の者に対し質問し、又はその財産若しくはその財産に関する帳簿書類その他当該調査事項に関連性を有する物件の検査を行う権限を認めた趣旨であって、この場合の質問検査権の範

困、程度、時期、場所等実定法上特段の定めのない実施の細目については、上記質問検査の必要があり、かつ、これと相手方の私的利益との衡量において社会通念上相当な限度にとどまる限り、権限ある税務職員の合理的な選択にゆだねられているものと解すべきである。

そして、贈与税における調査の性質や、決定処分取消訴訟においては客観的な課税標準の有無が争われ、これについて完全な審査がされることからすると、調査手続の単なる瑕疵は決定処分に影響を及ぼさないものと解すべきである。そして、調査の手続が刑罰法規に触れ、公序良俗に反し又は社会通念上相当の限度を超えて濫用にわたる等重大な違法を帯び、何らの調査なしに決定処分をしたに等しいものと評価を受ける場合に限り、その処分に取消原因があるものと解される。

ウ 調査担当職員が調査開始当初から原告らの所得税及び贈与税に関する調査である旨の説明をしていたこと

上記のとおり、質問検査の実施の細目については、権限ある税務職員の合理的な選択にゆだねられているものと解されるところ、調査の理由及び必要性の個別的、具体的告知についても、質問検査を行う上で、法律上一律の要件とされているものではなく、その調査理由の開示は税務職員の合理的判断にゆだねられているものといえるのであって、調査理由を開示しないことが直ちに調査手続の違法をもたらすものではない。したがって、原告らが指摘する点は、本件各処分の違法をもたらすものとは認められないから、主張自体失当である。この点を措くとして、調査担当職員は、調査開始当初から原告らの所得税及び贈与税に関する調査である旨説明していた。すなわち、本件調査に当たっては、調査担当職員は、平成15年4月7日に丙に対し、同月14日に原告甲及び丙に対し、いずれも丁の相続税に関する調査に加え、原告甲、丙及び原告乙の所得税及び贈与税の調査である旨の説明をした上で、調査に対する協力を求めて質問調査を行い、その後も、本件小切手の受領が預け金の返済である旨の原告甲及び丙の申立てに対しては、調査担当職員において、その事実が確認できなければ、所得税又は贈与税等の何らかの課税が生じる旨説明しており、原告らの前記主張は理由がない。

エ 脅迫的、威迫的又は侮辱的言辞による調査は行われていないこと

原告らは、平成15年6月2日及び同年5月29日、調査担当職員が丙ないし原告乙に対して、脅迫的、威迫的又は侮辱的言辞による調査をしたと主張するが、そもそも、上記イで述べたところに照らしてその主張自体理由がない。この点を措くとしても、上記調査の際、調査担当職員において原告らが主張するような脅迫的、威迫的又は侮辱的言辞による調査は行っていない。この点、原告らは平成15年6月以降、本件への対応を複数の弁護士や税理士に委任しているところ、弁護士らを通じて、調査手続が違法である旨具体的に異議を申し立てたこともないのである。

オ その他

さらに、原告らは、原告側と被告側との間で税額交渉がされたとか、原告側が自主納付を前提とする和解案に歩み寄ろうとしていたにもかかわらず、被告調査担当職員が一方的に交渉を打ち切ったなどと主張するが、原告らが指摘する点は、調査手続そのものに関する主張ではなく期限後申告のしょうよう手続に係る違法を主張するにすぎないし、上記イで述べたところに照らしてこれらがどのように本件各処分の違法性を導くのか不明である。また、調査担当職員が納付すべき税額を提示して申告のしょうようを行ったことは信義則に反する

ものでもない。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 争点(1) (本件小切手取得の無償性) について

前記前提事実のとおり、平成11年及び平成12年に、原告ら及び丙が丁から本件小切手を取得したことは当事者間に争いがないところ、被告は、原告ら及び丙は本件小切手を贈与により取得したものであると主張し、原告らは、本件小切手は本件ファンドの返金として取得したものであると主張する。

当裁判所は、原告ら及び丙は、丁から本件小切手を無償で取得したものであると判断するが、その理由は次のとおりである。

##### (1) 原告らが本件ファンドの存在を裏付ける資料を所持していないことについて

ア 前記前提事実によると、原告ら及び丙が平成11年及び平成12年に丁から取得した本件小切手は、総額5億2000万円という多額のものである上、証拠(乙1~3)によれば、原告ら及び丙は、平成9年及び平成10年にも、丁から同様に多額のの小切手の交付を受けていたことが認められる。そうであるところ、原告らは、Aが、30数年前に10数億円もの金銭の運用を丁に委託し、A及びBの死亡後は、原告甲及び丙がAの運用委託契約上の地位を引継ぎ、さらに、原告乙は、昭和59年にCが死亡した後、原告甲及び丙を通じて7000万円もの金銭の運用を丁に委託した旨主張している。

しかるに、原告らの主張ないし供述によっても、原告らは、上記のとおり主張するA及び原告乙と丁との間の金銭消費貸借ないし運用委託契約の事実を証する書面を何ら所持しておらず、所持していたこともないというのである。また、原告甲は、昭和55年から昭和59年にかけて丙が売却した同人所有の土地の売却代金のうち1億7000万円を、丁に預けた旨供述するが(原告甲本人5頁)、同原告の供述によっても、その際、金銭の貸借契約書等を作成しなかった上、丁から預り証等を徴求することもなかったというのであり(原告甲本人38頁)、さらに、本件小切手の交付に当たっても、領収書その他本件小切手の交付の原因関係に関する書類等の授受はなかったというのである。

そうであるところ、上記のような多額の金銭の運用を委託するのであれば、運用方法及び返済内容等の契約内容を記載した契約書その他の書面を作成し、委託金の返還に当たっては、これと原因関係(金銭運用委託契約)との関係を証する領収書等の交付を受けるのが通常であると考えられることからすると、運用委託契約の当事者であると主張する原告らにおいてそうした契約書その他の書面を所持せず、本件小切手の授受に当たってもその原因となる事実関係を示す書面を作成していない事実自体、原告らが主張する金銭消費貸借ないし金銭運用委託契約の存在を疑わせるものとして、本件小切手の交付が何らかの対価関係を有する給付に対する反対給付としての性質を有しないこと、すなわち、原告ら及び丙が本件小切手を丁から無償で取得したことをうかがわせるものであるといわなければならない。

イ この点、原告らは、契約書等の書類が一切存在しないのではなく、あくまで原告ら及び丙の手元に存在しなかっただけであり、本件ファンドの返金状況は、丁がその手帳等によって正確に把握・管理していたと主張する。

しかしながら、原告らの主張によれば、Aは、30数年前の時点(乙第1号証等からすると、原告らは、平成15年ころを基準として、30数年前である旨主張しているものと解される。)で、10数億円もの金銭の運用を委託したというのであり、そのような多額の金銭

運用委託契約において、契約書その他の書面が取り交わされていない事実自体、不自然であるほか、債権者として金銭の返還を受けるべき立場にある金銭運用委託契約の委託者において、契約書その他の書面を何ら所持せず、本件ファンドの運用状況及びその返金状況を把握していないというのも不自然である。また、原告らは、原告乙は、昭和61年ころ、Cからの相続財産のうち約7000万円を、原告甲及び丙を通じて丁に運用委託したと主張するが、原告らの主張や供述によっても、その運用委託の際、Aから委託された資産の運用状況やその返済状況等について説明を受けた様子は何らうかがわれないのであり、資産の運用を委託した債権者の行動としてはいささか不自然であるといわざるを得ない。

原告らは、甲家と丁との間には高度の信頼関係が形成されており、Bの死亡の際に原告甲や丙がその時点における丁に対する預け金についての詳細を知らなくとも不自然ではないなどと主張するところ、確かに、後に認定するとおり、丁は、Aの下に出入りし、丙においても丁を自分の実父であると信じるだけの特別の関係があったものと認められる。しかしながら、前記のような原告らが主張する本件ファンドの金額の大きさに照らせば、そのような特別の関係を前提としても、原告らにおいて契約書その他の書面の交付を受けず、また本件ファンドの運用状況やその返金状況の報告を受けることもなく、丁にその報告を求めることもなかったというのは不自然というほかなく、原告らが指摘する点は、上記アの判断を左右するものではないというべきである。

(2) 丁が多額の資産を有していたこと等について

ア 前記前提事実に加えて、証拠(乙8、11、33、原告甲)及び弁論の全趣旨によると、丁の経歴等について、以下の事実が認められる。

丁は、大正4年3月29日に三重県で出生し、昭和16年に大学を卒業した後、昭和17年1月にS銀行に入学し、数年間東京において同行に勤務した後、同行を辞めて大阪に来た。その間、丁は、多額の国債・公社債等の有価証券を保有・運用していたPを紹介され、昭和17年11月25日、P夫婦の子であるD(大正8年4月9日生)と婚姻するとともに、同夫婦との間で婿養子縁組を行った。

丁は、大阪に来た後、Pが金主となっている金融会社を共同経営するようになり、その後、会社を自ら経営して、手形割引業等の金融業を営んでいたが、昭和45年1月、金融業を営むOを設立し、同社の社長として稼働するようになった。丁は、その間、昭和30年8月11日にEと養子縁組をし、昭和46年、同人をOに入社させて常に一緒に仕事をするようになり、平成3年には、Eに同社の経営を引き継ぎ、丁自身は、同社の会長として、上場株式や債券等により個人資産を運用するようになった。具体的には、丁は、複数の証券会社と株式や債券等の取引を行っており、上記証券会社のうち、F証券との取引においては、その取引の大半が割引債の購入であったが、多いときには月に5億円程度の償還を受けていた。

丁は、平成12年11月20日に死亡したが、その際の相続税に係る総遺産総額及び課税価格は、約44億円であった。

イ 上記認定事実を総合すれば、若くして義父をいわゆる金主として金融業を営むようになった丁は、金融取引によってその個人資産を増加させ、死亡時点では、その個人資産は総額44億円にも及ぶべく大なものとなっていた経緯が明らかであり、これによれば、平成9年以降原告ら及び丙に対し本件小切手を含む小切手を交付した当時、丁が、10億円余りにも及ぶ小切手を無償で交付するだけの個人資産を有していたといえることができる。

ウ 他方、上記アで認定したところによると、丁は、昭和45年にOを設立して同社を経営する一方、Eも、昭和46年にOに入社した後は、同社において丁と常に一緒に仕事をし、平成3年には丁から同社の経営を引き継ぐなど、同社の経営に関し丁と極めて密接な関係を有していたことが明らかである。そうすると、丁が、30数年前（O設立の前後）において、Aから10数億円もの金銭預託を受け、これを同社の経営等に利用していたのであれば（原告甲は、30数年前にAが10数億円もの金銭を預託したのは、会社設立の際の協力の趣旨であった旨供述しているところである（原告甲1頁、39頁）。）、それは、同社で丁と共に仕事を行い、丁の後を継ぐことになったEにおいて、丁から引継ぎを受けるなどして当然把握しているべき事柄である。しかるに、そのEにおいても、Oが第三者の個人から金銭を借りたり預かったりしたことはないし、丁が残した書類の中にも金銭の貸借を示すような書類はなかった旨供述している（乙8）。

また、前記認定のとおり、丁は、平成3年にOの経営をEに引き継いだ後は、同社の会長として、複数の証券会社と株式や債券の取引を行うなどして個人資産の運用を図っていたのであるが、丁の姪の夫であり、Oの設立当初から平成8年まで同社の経理担当者として稼働していたTにおいても、丁が会長となって個人で資産運用をしていた際、他人から頼まれて資産運用していたことがあるかも知れないが、その金額は50万円から100万円くらいであったと思う、他人からの借入れや、金主となる人物は存在しなかったと思う、などと、丁の個人財産にAその他甲家の者からの多額の預け金等が含まれていなかった旨供述している（乙11）。さらに、丁がOの経営をEに引き継いだ後、同社の会長として個人資産を運用していた際に丁と株式や債券に関する取引関係にあったF証券の担当者においても、丁が誰かに依頼されて個人資産の運用をしているというような話は聞いたことがない旨供述している（乙9、10）。

前記前提事実記載のとおり、本件各小切手の原資は丁名義の本件証券会社口座及び本件普通預金口座の資金であるところ、丁の個人資産に関し、TやF証券の担当者等、本件小切手の交付の法的性質に格別の利害を有しない者を含め、丁の資産運用に何らかの関与をした者のいずれにおいても、丁の財産にA等からの預け金が含まれていることを認識しておらず、丁からもそういった話を聞いていない旨一致して供述していることからすれば、丁が自ら運用していた個人資産にA等からの預け金等が含まれていたとみるのは不自然であって、A、原告乙及び丙が丁に金銭の運用を委託していたという原告らの主張については、たやすく了解できるものではない。

(3) 丁と丙ないし原告らとの関係等について

ア 前記前提事実に加えて、証拠（甲12、乙1、3、4、7、原告甲本人）及び弁論の全趣旨によると、Aは、昭和18年3月にBと婚姻する前から丁と知り合いであったこと、Aは、昭和12、13年ころから数年間、神戸市でB及び戊と同居していたこと、そのころ、丁はAの自宅に頻繁に出入りしていたこと、その後、戊は、昭和14年6月に丙を出産したこと、丙は、昭和16年に戊とU（以下「U」という。）間の子として出生届が提出されたが、Uが昭和50年9月7日に死亡後、丙が検察官を被告として提起した訴訟で、丙とUとの間に親子関係が存在しないことを確認する判決が言い渡されていること、以上の事実が認められる。

イ この点、被告は、丙は丁の実子であると主張し、確かに、証拠（乙2、7）によると、丙

及び戊は、本件各処分に係る調査手続において、丙が丁の実子である旨一貫して供述していることが認められるほか、証拠（乙8、33）によると、丙は、上記調査が開始される前の平成13年の時点においても、丁の相続人らが依頼した弁護士に対し、自分が丁の実子である旨話していた事実が認められる。

しかしながら、他方、①丙及び戊は、上記調査の後、丙が丁の実子ではない旨記載した書面（甲16、17）を作成しているほか、②丙が提起したUとの親子関係不存在確認訴訟において、丙の実父がHである旨記載した戊作成の陳述書（甲73）が提出され、判決がその記載に沿って事実を認定していること（甲12）、③戊は、平成13年にDらと面会し、丙と丁の関係について聞かれた際、丁とは何の関係もない旨答えたこと、④丙は、平成13年に、丁の相続人から、丁との実親子関係を確認するためにDNA鑑定をすることを求められ、これを拒否し（乙8、33）、丙と丁の親子関係に関して鑑定等は行われていないこと、以上の各事実を指摘することができる。これらの事実にかんがみると、戊と丁の過去の交際状況が明らかでなく、丙と丁の親子関係を示す科学的根拠もない本件において、丙や戊の上記供述のみから丙が丁の実子であると認めることはできないというべきである。

ウ もっとも、以上のとおり、丁が丙の実父であるとまでは認められないものの、上記各証拠によれば、戊は、丙に対し、丁が実父であると説明し、丙は、丁と会って、以後交流を続け、平成16年8月ころまで、丁が自分の実父であると信じていた事実が認められるのであり、上記アのとおり、丁が若いころからAと交流があり、その家にも頻繁に出入りするなど、丁とAないしその周囲の人物との緊密な交友関係がうかがわれることからすると、丁においても、丙を実子又はこれに準ずるような存在と考えていた可能性も高いというべきである。そうであるとすれば、丁が、戊及び丙との親密な関係や戊及びAらに対する恩義又は謝罪等の気持ちから、丙、その配偶者である原告甲及び戊の子（丙の異父姉妹）である原告乙に対し援助をしようとして、自らの資産を贈与ないし無償で交付することも十分考えられるところである。そして、前記(2)において認定説示した丁の資産状況等をも併せ考えれば、本件小切手の総額が5億2000万円にも及び、このほか平成9年及び平成10年にも多額のの小切手が交付されているなど、その交付総額が多額であることをしんしゃくしてもなお、これらの小切手が贈与ないし無償で交付されたものであるとしても、不自然であるとはいえない。

#### (4) 原告ら及び丙への各交付金額等について

前記前提事実のとおり、丁は、本件小切手を誰の分かを明示して原告ら及び丙に交付していたのであるから、仮に、原告らが主張するとおり、本件小切手に、Aが丁に運用を委託した金銭の返還部分が含まれているとすれば、当該部分については、原告甲及び丙に、その相続分に応じて交付されるべきものである。そして、前記前提事実によると、Aの相続人は、Bと丙の2人であり、Bの相続人は、戊、原告甲及び丙の3人であるから、AないしBの相続財産のうち、原告甲の相続分は、丙のそれを上回ることはない。のみならず、原告らは、丙が、その所有不動産の売却代金のうち1億7000万円を丁に運用委託したことがあり、本件小切手にはその返金部分も含まれていると主張しているところ、原告らの主張のとおり、本件小切手がAないし丙が運用委託した資金の返還としてのものであれば、原告甲が受領する金額は、丙のそれを下回ることになるはずである。しかるに、前記前提事実によると、本件小切手のうち、原告甲が交付を受けたものの金額は、丙が交付を受けたものの2倍余りにも及び（平成9年以降の分を含めても同様である。乙1の1、乙3参照）、原告らの主張を前提とした割合と著しく

かい離しているのであって、このような本件小切手の各交付金額等からすると、本件小切手の趣旨を、原告らが主張するような預け金の返還とみるのは不自然であるといわざるを得ない。

(5) 本件ファンドの原資について

本件小切手の交付が、本件ファンドの返金としてのものであれば、その前提として、Aその他原告らの関係者において、これに対応する原資を有し、これが丁に交付されていることになる。そして、原告らは、この本件ファンドの原資・交付については、①Aが、30数年前に10数億円を丁に運用委託した、②原告乙が、昭和61年ころ、Cからの相続財産のうち7000万円を、原告甲及び丙を通じて丁に運用委託した、③丙が、昭和55年から昭和59年にかけて売却した不動産の代金のうち1億7000万円を丁に運用委託した、などと主張している。

しかしながら、原告らの上記主張については、次の各点を指摘することができるのであり、その裏付けを欠くものといわなければならない。

ア 上記①について

(ア) 前記前提事実に加えて、証拠（甲43～52、56、乙4～7、17、原告甲本人）及び弁論の全趣旨によると、Aの経歴等について、おおむね次の事実を認めることができる。

Aは、明治33年、大分県において、J（嘉永5年2月17日生）の二男として出生したが、Jが明治39年9月に死亡した後、V（明治26年2月15日生、昭和53年11月23日死亡）らの兄弟とともに、姉であるKが明治40年に嫁いだ先であるLを頼って大阪に来た。その後、Lが大工をしていたこともあり、Aは、大阪において大工として稼働するようになった。他方、L及びKは、遅くとも大正のころには、兵庫県揖保郡（現姫路市）に転居し、同所において、加持祈祷等の宗教活動を営むようになった。

Aは、昭和12、13年ころには、神戸市において、B及び戊と同居するようになったが、その後、太平洋戦争の戦火が激しくなったことから、Aは、B及び丙と共に、L及びKを頼って姫路市に転居し、以後同所において大工として稼働したほか、農業に従事するなどし、昭和34年にL及びKが順次死亡した後は、同人らが所有していた同所の土地を相続し、同所で引き続き生活していたが、昭和51年12月3日、同所において死亡した。

Aが、LないしKから相続した不動産は、姫路市の山林、同●●番の宅地、同●●番の畑、同●●番の山林であり、それらの平成21年度の固定資産評価額は、それぞれ、10万6440円、300万1407円、6669円及び3万6190円である。

(イ) 以上認定したところによると、Aは、父親が早くに死亡したため、K及びLを頼って大阪に来て大工として稼働するようになり、その後も、戦時中にK及びLを頼って姫路市に転居し、以後同所において大工として稼働しあるいは農業に従事するなどして昭和51年に死亡するまで同所で生活していたのであって、LないしKから相続したもののほか、Aにおいてまとまった資産を所有していた様子はいかかわれない。また、上記のとおり、Aは、LないしKから、姫路市所在の不動産を相続したことが認められるものの、これらの平成21年における固定資産評価額は、総額320万円にも満たないものであって、少なくとも、昭和45年ころ当時において、原告らが本件ファンドの原資として主張する、10数億円にも及ぶ資産を所有していたとは認められない。のみならず、原告甲及び丙は、Aはすべて金銭でその資産の運用を委託したと供述しているところ（甲1、3）、記録上、原告らが主張する30数年前の時点で、不動産を売却する等してその資産を現金化した様

子もうかがわれないのであって、Aが30数年前に10数億円の金銭を丁に運用委託したという原告らの主張・供述は、その原資の点において裏付けを欠くものといわなければならない。

(ウ) この点、原告らは、Aが丁に運用を委託した財産には、Aの財産のみならず、少なくともBの資産も含まれているところ、Bについては、戦前〇〇付近でカフェレストランを経営しており、相当の財産を築いていたと推認できるのみならず、その前夫であるIは、外国航路船長であることからすると、BはIからも何らかの形で財産を受けていたと推認できると主張する。

しかしながら、Bにおいてカフェレストランを経営していたことがあるとしても、そのことから30数年前の時点で10数億円もの資産を有していたことを推認することは困難であるといわざるを得ないし、Iから資産を承継したとの点についても、同人の財産状況を裏付ける証拠は全くない上、Bは大正15年にIと離婚しているところ、その後Bが婚姻したAの資産状況等が上記(ア)(イ)において認定説示した程度のものであることからすると、BがIから多額の資産の交付を受けていたとは考え難いところであって、この点についての原告らの主張を採用することはできない。

(エ) 以上認定説示したところによると、Aが30数年前に丁に10数億円を交付したという原告らの主張については、その原資についての的確な裏付けを欠くのみならず、証拠上、そうした原資が存在しなかったことがうかがわれるところであり、上記原告らの主張は採用し難いというべきである。

#### イ 上記②について

確かに、証拠(甲19)によると、原告乙は、昭和60年、Mと共に、第三者に対し、同人がCの相続財産である土地について所有権移転登記を経由し、さらに、同土地に建物を所有してこれを不法に占有しているとして、同土地に係る上記所有権移転登記の抹消登記手続をし、同土地の建物を収去して同土地を明け渡すことを求める訴訟を提起したこと、同訴訟においては、昭和61年6月23日、当該第三者が上記土地の所有権を有することを確認するとともに、同人が、原告乙及びMに対し、同年7月から8月にかけて、解決金として合計9000万円を支払うことなどを内容とする和解が成立したことが認められ、これらによると、原告らの主張するとおり、原告乙において、このころ、上記9000万円のうち、その法定相続分(2分の1)に相当する4500万円を取得したものと推認される。

しかしながら、Cがそれ以上の資産を所有していたこと及び原告乙の上記取得分が丁に交付されたことを裏付ける証拠はなく、原告乙が昭和61年ころに原告甲及び丙を通じて丁に7000万円を交付したとの原告らの主張については、結局その裏付けを欠くものといわざるを得ない。

#### ウ 上記③について

(ア) 証拠(甲29～31)によると、①丙は、昭和44年9月30日売買により、大阪市の各土地の所有権を取得し、これらを、昭和55年9月2日に売却したこと、②丙は、昭和47年11月30日売買により、大阪市の土地の所有権を取得し、昭和57年1月6日付けで、同土地を代金3202万4500円で売却したこと、③丙と戊は、昭和41年10月11日売買により、大阪市の土地を取得し(丙の共有持分は11分の5)、昭和59年3月18日付けで、同土地を代金7500万円で売却したこと、以上の事実が認められ、



上記各土地を売却した時点では、丙においてその売却代金額に相当する金銭を有していたものと推認される。

(イ) しかしながら、他方で、証拠(乙26)によると、④丙は、原告甲と共に、昭和57年1月29日売買により、大阪市の土地及び同土地上の建物の所有権を取得したことが認められ、その取得時期からすると、上記②の土地の売却代金が、その取得原資とされたものと推認される。また、丙及び原告甲が取得した上記④の土地には、昭和63年8月30日、債権者をW信用金庫、債務者を原告甲として、極度額2億4000万円もの根抵当権が設定されており(乙26)、その購入代金も相当高額であったと推認される。そうであるところ、丙は、本件各処分に係る調査手続において、上記(ア)の各土地の売却代金を丁に運用委託したといった供述はしていなかったのみならず、かえって、上記①の各土地を売却した代金は、上記④の土地及び同土地上の建物の購入代金に充当した旨供述していたのであり(乙3)、これらからすると、上記①の各土地の売却代金についても、これを丁に運用委託したとみるよりも、上記④の土地建物の購入代金に充てられたものとみるのが合理的である。

(ウ) 以上によると、丙が丁に運用を委託したと原告らにおいて主張する各土地の売却代金については、むしろ、その大部分が上記④の土地及び同土地上の建物の購入資金に充てられていたとみるのが自然であって、上記原告らの主張は、その原資の裏付けを欠くといわなければならない。

(6) 原告らが指摘するその余の事情について

ア 前記前提事実のとおり、丁は、小切手により原告ら及び丙に金員を交付しているところ、原告らは、仮に、本件小切手の交付が贈与で、原告らに贈与税を免れる意図があったとすれば、上記のように数多くの痕跡の残る引渡形態をとるはずがないなどとして、上記事実から、本件小切手の交付を贈与とみるのは不自然であると主張する。

確かに、前記(2)アにおいて認定したとおり、丁は、長らく金融業を営んでおり、金融取引に通じていたものと認められる上、乙第8号証によると、丁がOを経営していた昭和56年には、同社が国税局による調査を受けたことも認められることからすると、丁に原告ら及び丙に贈与税が課せられないようにする意図があれば、税務当局に把握されにくい現金により交付する方が自然であるということ是可以する。

しかしながら、贈与税の申告納付義務を負うのは原告ら及び丙であって丁ではなく、原告ら及び丙が贈与税の申告をしなかったからといって、原告ら及び丙に贈与税が課せられないようにする意図が丁にあったということにはできない。むしろ、小切手で交付する以上金銭の動きが税務当局に把握されることは当然予想できるのであり、丁が、原告ら及び丙に対する課税のおそれに配慮するのであれば、これが贈与であるとの誤解を避けるために本件小切手の交付の原因関係を明らかにする書面等を作成し残しておくものと考えられるところ、本件ではそうした書面が作成されていないことは既に認定説示したとおりである。そうであるとすれば、丁が、原告ら及び丙において贈与税の申告納付をするものと思っていた可能性も認められるところであり、結局、丁がいかなる配慮の下に、あるいは特に配慮することもなく小切手により金銭を交付したかは不明というほかないのであって、小切手により金員が原告ら及び丙に交付されている事実について、原告らが主張するような評価をすることはできないというべきである。

イ 原告らは、甲家の資産が、原告甲及び丙の名義で丁により運用されていたと主張し、その証拠として、原告甲及び丙の名義で複数の証券会社や信用金庫等の金融機関との間で取引関係があったことを示す書証（甲34～42）を提出する。

しかしながら、前記(2)において認定説示した丁の活動状況及びその関係者の供述からは、丁が他人の財産を他人名義で運用していた様子はいかがわれない上、上記各証拠に、丁がこれらの書証に係る資産を運用していたことをうかがわせる記載はない。

また、証拠（甲31、39）によると、昭和57年12月11日に、丙に対しW信用金庫から4000万円の手形貸付がされ、同日、前記(5)ウ(ア)の③の土地に、根抵当権者をW信用金庫、債務者を丙とする極度額4800万円の根抵当権が設定され、以後昭和58年にかけて数度にわたり手形書替が行われた後、同土地が昭和59年に売却される際に、上記根抵当権が放棄により抹消されていることが認められるが、こうした取引を、金銭の運用委託を受けた受託者の運用行為とみることはできないから、丙又は原告甲が上記の金融取引を行っていたものと解するほかなく、そうであるとすれば、他の原告甲ないし丙名義での証券会社等との取引についても、原告甲や丙自身が行っていたと解するのが自然であって、原告らが指摘する上記各証拠によって、丁による原告ら及び丙の資産の運用の事実が裏付けられているということとはできない。

ウ また、原告らは、被告調査担当者において、原告らの主張に歩み寄った和解案を提示していたところ、これは、処分行政庁自身、本件小切手の授受が贈与又はみなし贈与とみることに無理があることの証左であると主張する。

確かに、後記2において認定するとおり、調査担当職員であるNは、原告ら及び丙に対し、平成11年分及び平成12年分の原告ら及び丙の贈与税に係る期限後申告をしようとする際、3000万円という本件各処分における税額に比して著しく小さい金額を自主納付することにより、問題を終局させることを提案していたことが認められる。

しかしながら、上記の事実からは、課税庁において、本件小切手の交付の趣旨を贈与ないしみなし贈与であると証明するに当たって相当の困難を伴うものと認識していた様子はいかがわれるものの、そのような課税庁における認識が本件小切手の交付の性質を左右するものではないことはもとより当然であって、それ以上に、上記の事実から、本件小切手が本件ファンドの返金として交付されたことを推測できるものではない。したがって、上記事実をもって、本件小切手が贈与ないし無償で交付されたものであることを否定することはできないのであって、この点についての原告らの上記主張を採用することはできない。

#### (7) 小括

以上認定説示したように、本件小切手の趣旨が贈与であることを直接証明する証拠はないものの、これを贈与ないし無償による取得としても格別不自然ではなく、他方、これを原告らの主張するような本件ファンドの返金とみることは困難であるというべきところ、本件小切手の交付の趣旨について原告らにおいて他に何ら主張せず、また、記録上も他に本件小切手が他の何らかの給付の対価として交付されたものであることがうかがわれないなどの事情を総合考慮すれば、原告ら及び丙は、本件小切手を丁から無償で取得したものと認めるのが相当である。

したがって、本件小切手の交付を受けた原告ら及び丙ないしその相続人は、相続税法9条により、これを贈与により取得したものとして、同法1条の2第1号により贈与税の納税義務を負う。

## 2 争点(2) (調査手続上の瑕疵の有無) について

### (1) 認定事実

前記前提事実に加え、証拠(甲13、14、18、20～25、32、乙1～3、13、18、19、証人N、証人Q、原告甲本人、原告乙本人。ただし、いずれも後記認定に反する部分を除く。)及び弁論の全趣旨によると、本件各処分に至る経緯等として以下の事実が認められる。

#### ア 調査手続の経緯等

(ア) 大阪国税局課税第一部資料調査課職員(以下「調査担当職員」という。)は、平成12年11月に死亡した丁の相続税や同人が会長を務めていた法人に係る法人税等の調査の過程において、丁から原告ら及び丙に対して本件小切手を含む多額の小切手が交付されている事実が判明したことから、平成15年4月1日ころ、丁に係る相続税調査に併せて、原告ら及び丙に対する所得税及び贈与税の調査を開始した。

(イ) 調査担当職員であるQは、同月7日、X国税実査官(以下「X」という。)と共に、京都市所在の原告ら及び丙の自宅(以下「原告ら自宅」という。)に赴いたところ、原告甲及び原告乙は外出しており、丙のみが在宅していたことから、同人に対して平成9年以降に本件小切手を含む小切手を丁から受領した経緯及びその趣旨、丁とAとの関係等について聴取した。これに対し丙は、本件小切手は、Aが過去に丁に預けた金銭の返還としてその交付を受けていたものであるが、手元にはその証拠となる書類等はない旨申し立てたが、質問てん末書等は作成されなかった。

(ウ) Qは、同月14日、Xと共に再度原告ら自宅を訪れたところ、丙のほか、原告甲も在宅しており、同人らに対し、本件小切手を含む丁からの小切手交付の趣旨や丁とAとの関係等についての聴取を行った。これに対し、原告甲及び丙は、本件小切手は、丁がAに運用を委託していた金員の返還であるが、本件小切手が預け金の返還であると確認できる金銭消費貸借契約の契約書等の書類は所持していない旨申し立てた。なお、同日の調査の際には、質問てん末書等は作成されなかった。

(エ) Qは、同年5月16日、X及びY国税実査官(以下「Y」という。)と共に、原告ら自宅を訪れたところ、原告甲、丙に加え、原告乙も在宅していたことから、同人らに対し、本件小切手の趣旨、丁とAとの関係等について聴取した。

また、同日、Qは、上記(イ)(ウ)の質問調査の際に原告甲及び丙から聴取した内容をあらかじめワープロで作成した質問てん末書を持参しており、Qは、同日の質問でその記載内容と異なることとなった部分と、原告甲及び丙から訂正の申立てがあった箇所とを手書きで補筆、訂正を加えて原告甲及び丙のそれぞれの質問てん末書(乙1の1、3)を完成させて原告甲及び丙に示したところ、同人らは、これらに目を通してその内容を確認した上で、同各質問てん末書に署名、押印した。なお、上記各質問てん末書には、いずれも、その冒頭には、「問 本日は、大阪市に居住し、平成12年11月20日に亡くなられた丁氏の相続税調査及び甲氏、丙氏、乙氏、戊氏の贈与税・申告所得税調査に関してお尋ねします。」と記載され、その末尾には、「以上の質問応答は、午後7時10分終了したので、そのてん末を録取し、これを被質問者に読み聞かせ、かつ、示したところ、誤りのない旨を申立て、ともに署名押印した。」と記載されている。

なお、原告乙は、同日、用事があったことから、同質問調査の途中で退出したが、その

際、調査担当職員から、自宅でなくてもよいから5月中に調査のための時間を作るよう求められた。原告乙は、当時、R大学の教授であったが、同年5月29日であれば、同大学での講義と講義との間に時間が空いていたことから、同日同大学において調査を受けることを約した。

(オ) Qは、平成15年5月29日、YとともにR大学を訪れ、同日午後1時50分ころから原告乙の研究室において、原告乙に対して、丁から平成10年以降に受領した本件小切手を含む小切手の趣旨や、Aに関する事情について聴取し、上記(エ)の質問調査の際に既に原告乙から聴取した内容をあらかじめワープロで打ち出したものに加筆、訂正して質問てん末書(乙2)を作成してこれを原告乙に示したところ、原告乙は、それに目を通してその内容を確認した上でこれに署名押印した。

なお、同質問てん末書には、「問3 本日は、大阪市に居住し、平成12年11月20日に亡くなられた丁氏の相続税調査、並びにあなたとあなたの養父母である甲氏、丙氏及びあなたの実母である戊氏の贈与税・所得税調査に関してお尋ねします。」と記載され、その末尾には、「以上の質問応答は、午後2時40分終了したので、そのてん末を録取し、これを被質問者に読み聞かせ、かつ、示したところ、誤りのない旨を申立て、ともに署名押印した。」と記載されている。

(カ) 原告甲及び丙は、調査担当職員から来局を求められたことから、平成15年6月2日、大阪国税局を訪れ、同所において、Q、Y及び大阪国税局課税第一部資料調査第3課所属の主査であったZ(以下「Z」という。)による質問調査を受け、同日午後5時ころ、原告甲及び丙のそれぞれについて、質問てん末書(乙1の2、13)が作成された。

#### イ 期限後申告のしょうようの経緯等

(ア) 調査担当職員は、平成15年6月2日、上記ア(カ)の質問調査の終了後、原告甲及び丙に対し、Aが、丁に資産の運用を任せていたとする原告甲及び丙の主張に相当する資産を保有していたとは認められず、贈与ではないという具体的な証拠の提示がなく、丁の相続人もAからの借入れの事実を否定していることから、平成10年から平成12年の間に丁から原告ら及び丙が受領した本件小切手を含む小切手の合計約10億円については、受贈財産として贈与税の課税対象とする方針であること、贈与税額は、本税約7億円に加算税及び延滞税を加えた約8億円になること、などを説明し、期限後申告をしょうようするとともに、弁護士や税理士等の専門家に相談することを勧めた。なお、同日の面談は、午後7時ころに終了した。

Qは、上記調査・期限後申告のしょうようの後、同月18日までの間に、数度にわたり原告ら自宅に架電し、あるいは丙からの電話を受け、丙と電話で会話をしたことがあった。

(イ) 原告ら及び丙は、上記贈与税に関する調査に関し、原告甲の勤務先の大学の理事長の紹介を受け、a弁護士(以下「a弁護士」という。)、b弁護士(以下「b弁護士」という。))及びd税理士(以下、a弁護士及びb弁護士と併せて「a弁護士ら」という。)にその対応を委任した。

a弁護士は、平成15年6月18日、調査担当者に対して原告ら及び丙に係る調査にa弁護士ら関与する旨連絡し、同月20日ころ、本件調査に関するa弁護士らの委任状を大阪国税局に提出した。a弁護士らは、同月30日、調査担当職員と面談し、以後、a弁護士らが、調査担当者との間で税額交渉を行い、後記(オ)までの間、原告ら及び丙が直接

調査担当職員と接触することはなかった。また、この間、原告甲及び丙において、調査担当職員に対し、それまでの調査担当職員による質問調査の方法について抗議等をしたこともなかった。

(ウ) 原告ら及び丙は、平成15年8月30日ころ、a 弁護士らとの信頼関係が失われたとして、同人らを解任した。なお、同年9月3日付けでa 弁護士及びb 弁護士から原告ら及び丙に対して送付された書面（甲22）には、a 弁護士らと国税局との交渉により、約3億円の納税額で解決できる見通しとなっていたことなどが記載されている。

(エ) 原告ら及び丙は、このころ、新たにe 弁護士（以下「e 弁護士」という。）、f 弁護士及びg 公認会計士（以下、e 弁護士とf 弁護士と併せて「e 弁護士ら」という。）に本件調査への関与を委任した。以後、e 弁護士らにおいて、調査担当職員と税額交渉等を行うこととなり、同年11月18日には、e 弁護士らは、同年4月から大阪国税局課税第一部資料調査第3課総括主査として原告ら及び丙に係る贈与税を担当していたNと面談し、期限後申告のしょうようを受け、その後も、e 弁護士らは、同年末から平成16年2月にかけて複数回調査担当職員と面談するなどし、この間、e 弁護士らと調査担当職員との間で、原告甲が4000万円程度納付することで、解決するといった案が話し合われたこともあった。

(オ) 原告甲は、平成16年2月9日、独りで大阪国税局を訪れ、調査担当職員と面談した。この際、原告甲は、調査担当職員に対し、自主納付の意向であることを伝えるとともに、丙が重度のうつ病に罹患しているなどとして、その病状を伝えたが、この際には、調査担当職員において具体的な納付金額を提示することはなかった。

(カ) その後、e 弁護士は、平成16年2月12日付けで、原告甲に対し、国税局との折衝の結果、約4000万円ほどの金額を支払うことで終結させ得る話となっていること、白黒をはっきりさせようとした場合、敗訴となり数億円の課税がされる可能性があり、同弁護士らとしては、約4000万円ほどの金額であれば、この金額で終結させるメリットが極めて大きいと考えていることなどを記載した、「ご連絡」と題する書面（甲18）を送付したが、原告ら及び丙は、同年3月8日ころ、e 弁護士らを解任し、以後は原告甲自身が調査担当職員との税額交渉に当たることになった。

(キ) 原告甲は、平成16年3月15日、同年4月20日、同月26日、同年5月10日及び同月19日、Nら調査担当職員と面談し、期限後申告のしょうようを受けた。

原告甲は、このうち、同年4月26日の面談の際には、調査担当職員に対し、本件小切手はファンドの返却金員にすぎないこと、具体的かつ安定的な解決策を模索するところ、先般、調査担当職員から納付税額金4000万円の指示を受けたこと、今回の調査に関しては、家族全員が調査担当職員の強圧的言動によって、精神的にも肉体的にもかなりのダメージを受けたこと、特に、原告乙については、「なぜ結婚しないのか」といった重大かつ深刻な人権否定がされたこと、原告乙が、人権回復を図るべく社会的抗議活動開始の準備中であること、原告甲が負担すべきであると考えた金額は、1083万5952円となること、などを記載した「申立書」と題する書面（甲27）を差し入れた。

そして、同年5月10日の面談の際には、Nは、原告甲に対し、本来であれば3億にがしかの税金が本来かかるというところからスタートしているから、ゼロというわけにはいかず、1000万円、2000万円という金額ではなかなか折れにくい部分もあるが、

2億円、3億円というような金額を求めているわけではないので、e 弁護士の話も念頭に置いて、総額4000万円を提示額として出させてもらった、最終的に、決裁の通る金額としては、延滞税や加算税を含めて原告甲が3000万円くらい支払うことになる、などと述べた。

また、同月19日の面談の際には、Nは、原告に対し、うちとして何とか説明ができる金額というのは、前回述べた、本税約2300万円に加算税や延滞税を加算した3000万円に満たない金額となる、それが上に説明して何とか許してもらえろぎりの金額である、今日申告書を出して帰らなければ、もう会って話をする気はない、もうこれ以上待つわけにもいかない、申告書を出してもらわない限り、結果として納得してもらえなかったと判断するほかない、その場合、もう原告甲に国税局や左京税務署への来所をお願いすることはできないが、決定をせざるを得ない、などと述べたところ、原告甲は、Nに対し、お金は払えない、全然払えない金額を、払えないことを明らかにわかっていながら了解し、そのまま受け入れることはできない、などと述べ、面談は物別れに終わった。

なお、平成16年3月15日の経過により、平成10年に丁から原告ら及び丙に対して交付された小切手については、贈与税の決定をすることができなくなった（国税通則法70条3項、相続税法28条1項、平成15年法律第8号附則20条参照）。

(ク) 左京税務署長は、平成16年6月28日、原告らに対してそれぞれ平成11年分及び平成12年分贈与税の決定及び無申告加算税賦課決定を行い、神戸税務署長は、平成16年11月19日、原告甲に対し、丙に係る平成11年分及び平成12年分贈与税の決定及び無申告加算税賦課決定を行った（本件各処分）。

#### ウ 丙の医療機関受診経緯等

(ア) 丙は、平成15年7月14日、㊟医院の精神科を受診し、適応障害と診断された。なお、その際の診療録（甲32の1）には、丙等からの聴取内容として、丙は、その前日、額の血管が浮き出て冷や汗が出たので、原告乙の勧めでh 駅前の i 病院を受診したが、その際、心電図とCTでは特に問題がない旨言われたこと、6月初めに家族3人ともに予期せぬしかも多額の税のことが分かり、3人ともパニックになったこと、不眠、冷汗、動悸、食欲不振があり、体重が5、6kg減少し、好きだった入浴をする気がなく、シャワーで済ませ、テレビもよく見ていたが、近時は音も苦痛であることなどが記載され、これに対し、同医院の医師は、ハルシオン及びロヒプノール等を処方した旨記載されている。

(イ) 丙は、同年7月24日未明石段から転落したとして、同日、右足関節痛を訴えて、j 病院整形外科を受診し、右足関節脱臼骨折と診断され、以後同年9月5日までの間、同病院に入院し、その間、同年7月29日には手術（観血的骨接合術）を受けた。なお、その際作成された入院患者記録（甲32の3）には、丙の既往歴として、「抑うつ病」との記載があるほか、同年7月31日には不安症について心療内科からの処方薬の内服により落ち着いていたが、同年8月12日には、うつ症状が続いているため、心療内科での内服薬が変更になったことなどが記載されている。また、同年7月24日の入院当日に、同病院の心療内科の医師から整形外科の医師にあてた院内紹介用紙には、1か月ほど前に大きなトラブルが生じ、以後反応性の抑うつ気分、不安、不眠等が生じたようである、強迫観念といえるようなものはなく、過度の不安や思考力低下が主体のようである、これらを説明の上、同日から、抗うつ剤の眠剤の服用を開始することとしたこと等が記載されている。

さらに、丙のk病院への転院に際してj病院において作成された看護サマリーには、丙が平成15年7月10日ころから手足の震え、動悸、イライラ等の症状が出現し、日々症状が悪化していったと述べている旨記載されているほか、同病院でも心療内科を受診しうつと診断され、入院中はうつ状態が強く改善がなかなかみられなかったことなどが記載されている。他方、丙の入院期間中に作成された看護記録その他の書面には、丙に対する調査担当職員の言動その他の行為に関連すると思われる記載はない。

(ウ) 丙は、平成15年9月2日、k病院を受診した後、同月8日から同年10月4日までの間、右足関節脱臼骨折後の診断名で同病院に入院した。上記入院中に同病院において作成された診療録その他の書面(甲32の4)には、丙が、うつ状態であるが、同病院への入院後は落ち着き神経内科の内服は終了していること等が記載されているが、調査担当職員の言動等に関係すると思われる記載はない。

(エ) 丙は、平成15年10月17日、自宅に近い京都市所在のm病院精神神経科を受診し、うつ病と診断され、通院精神療法を受けることとなり、以後同年末ころまで、同病院に通院した。

その後、丙は、平成16年1月5日に京都市所在のn病院を受診してうつ状態と診断され、さらに、翌6日には神経性不眠(症)と、同月15日には自律神経失調症と、同年3月26日には胃炎と、それぞれ診断され、同年8月に自殺するまでの間、同病院において通院治療を継続した。なお、同病院において作成された診療録(甲32の5)においては、初診時の聴取内容として、元来過敏であること、対人関係は表面的で、親子3人がまとまっていること、平成15年4月に、丙一人で税務署職員3人の対応(調査面談)したこと、同年7月24日に骨折したこと、などが記載されており、平成16年1月6日の診察の際の聴取内容として、衝撃を受けたのは平成15年の春であり、徐々に人が信じられなくなったこと、誰にも会いたくないこと、薬を飲むと眠いので不安な感じがすること、などが記載されているほか、丙において調査担当職員の言動等に関して何か述べたといった事情は記載されていない。

(オ) 丙は、平成16年8月12日、自殺により死亡した。

なお、本訴提起後の平成20年2月7日付けでn病院の医師が作成した丙の診断書(甲33)には、病名として「うつ病」と記載されているほか、「平成15年4月、税務署から3名が突然自宅に調査にやって来た時本人一人で応接した。かなりの衝撃をうけ、徐々にうつ状態となり、平成15年10月m病院受診。その後、軽快しないため、平成16年1月5日当院受診し、通院治療を開始した」と記載されている。

## (2) 質問検査について

原告らは、前記第2の5(2)【原告らの主張】のとおり、本件各処分に至る調査手続には、調査理由の不開示の違法(以下「違法事由1」という。)並びに脅迫的、威迫的又は侮辱的言辞が用いられた違法(以下「違法事由2」という。)があり、これらの違法事由により、本件各処分はいずれも取り消されるべきであると主張している。

ところで、相続税法60条1項は、国税局等の当該職員は、贈与税に関する調査又は贈与税の徴収について必要があるときは、納税義務者又は納税義務があると認められる者等に質問し、又はこれらの者の財産若しくはその財産に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる」と規定し、当該職員の質問検査権について定めているところ、質問検査権を行使する際の

手続については、同条3項において、同条1項の規定により質問し、若しくは検査する場合においては、その身分を示す証票を携帯し、利害関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない旨規定するほか、具体的な規定はおかれていない。しかしながら、贈与税の終局的な賦課徴収に至る過程においては、更正、決定等税務署その他の税務官署による一定の処分が法令上規定され、そのための事実認定と判断が要求される事項があり、これらの事項については、その認定判断に必要な範囲内で職権による調査が行われることは相続税法の当然に許容するところと解すべきものである。質問検査に関する上記規定は、国税局等の調査権限を有する職員において、当該調査の目的、調査すべき事項、申請、申告の体裁内容、帳簿等の記入保存状況、相手方の財産状況等諸般の具体的事情にかんがみ、客観的な必要性があると判断される場合には、職権調査の一方法として、同条各号規定の者に対し質問し、又は財産若しくはその財産に関する帳簿書類その他の物件の検査を行う権限を認めた趣旨であって、この場合の質問検査の範囲、程度、時期、場所等実定法上特段の定めのない実施の細目については、上記質問検査の必要があり、かつ、これと相手方の私的利益との衡量において社会通念上相当な限度にとどまる限り、これを権限ある収税官吏の合理的な選択にゆだねたものと解するのが相当である（最決昭和48年7月10日・刑集27巻7号1205頁、最判昭和58年7月14日・訟務月報30巻1号151頁参照）。

そこで、本件各処分に至る調査過程における調査手続の違法が直ちに本件各処分の取消事由となるかという点についてはさておき、上記のような観点から、本件各処分に至る調査過程に原告らが主張する違法があるか以下検討する。

### (3) 違法事由1について

ア 原告らは、原告ら及び丙は、同人らに対する調査開始当初、丁の相続税に関するいわゆる反面調査であるとのみ説明され、原告ら及び丙の贈与税及び申告所得税に関する調査である旨の説明はなく、原告ら及び丙がこれを初めて知ったのは、平成15年6月2日に至ってからであったと主張し供述する。

しかしながら、国税局等の当該職員の質問検査権についての相続税法の規定は上記(2)のとおりであって、調査の理由及び必要性の個別的、具体的な告知などは、法律上、質問検査を行う上で一律に必要とされているものではない。したがって、質問検査の際の調査理由の不開示は、それ自体が直ちに質問検査の違法を招来するものではなく、上記(2)において説示した相手方の私的利益との衡量において考慮されることがあり得る一事情にとどまるものというべきである。

そうであるところ、原告らの主張・供述を前提としても、原告ら及び丙は、同人らに対する調査開始当初から、一貫して本件小切手が本件ファンドの返金であるとして、これが贈与ないし無償取得であることを否定する供述をし、調査の目的が本件小切手に係る原告ら及び丙に対する贈与税課税にあることを知った後も、特にその供述内容等を変遷させることなく、従前と同様の供述を継続していたのであって、偽計ないし錯誤によって、そのような供述等が引き出されたといった事情は何らうかがわれないのである。そうであるとすれば、前記(2)において説示したところに照らして、仮に、原告らが主張するとおり調査開始当初において調査目的が開示されていなかったとしても、原告ら及び丙が被る不利益との対比において、これが社会通念上相当性を欠くとはいえないのであり、その手続が違法であったということはできず、違法事由1についての原告らの主張は失当であるというほかない。



イ また、上記の点をおくとしても、前記認定事実によると、調査担当職であったQは、原告らが初めて原告ら及び丙に対する贈与税の課税方針であることを知ったと主張・供述する平成15年6月2日のほか、原告甲及び丙については、同年5月16日に、原告乙については同月29日に、同人らに係る各質問てん末書をそれぞれ作成しているところ、それらの質問てん末書には、いずれも、丁の相続税調査並びに原告ら、丙及び戊に対する贈与税ないし申告所得税に関しての質問であることが記載され、原告ら及び丙は、その質問てん末書を示され、これに目を通して確認した上でこれに署名押印したというのであるから、遅くとも、これら質問てん末書が作成された時点においては、原告ら及び丙に対し、同人らに対する贈与税に関するものであるとの調査目的が告知されていたことは明らかである。

この点、原告甲は、質問てん末書に署名押印する前にその内容を確認したが、同質問てん末書中、上記丁の相続税調査並びに原告ら、丙及び戊に対する贈与税ないし申告所得税に関しての質問であるとの記載部分はきちんと確認していなかったと供述するが（原告甲本人26頁）、上記各質問てん末書には、多数の訂正等がされており、原告甲ないし丙において十分その内容を確認・検討した様子がうかがわれることからすると、その供述自体不合理であって信用し難いところであり、同供述を採用することはできない。

ウ 以上によると、違法事由1に関する原告らの主張を採用することはできず、本件各処分に至る経緯にこの点についての違法はないというべきである。

#### (4) 違法事由2について

原告らは、違法事由2の具体的内容として、①平成15年5月29日の面談調査の際、Qが、原告乙に対し、「どうして今まで結婚しないでいるのか。」「幼少のころ、誰と暮らしていたのか。」「なぜ改名したのか。」といった質問をしたこと、及び、②同年6月2日の面談の際、Qが、丙に対し、「脱税者として刑罰を受けるべき。」「破産してもしょうがない、金を作れ。」などと述べ、さらに、同月中に、電話で「奥さん死なんといてや。」などと発言をし、これにより丙が精神的に不安定となってうつ病に進行し、自殺に至ったと主張・供述している。

#### ア 上記①について

この点について、原告乙が上記のとおり供述するのに対し、平成15年5月29日の面談を担当したQは、原告乙の婚姻の有無や同人を含む家族関係については詳細に聴取したが、原告乙が結婚していない理由については尋ねていない旨供述ないし陳述している（乙18、証人Q8頁）。

ところで、前記説示のとおり、相続税法は、質問検査権の具体的な実施方法については規定をおいておらず、質問検査の範囲、程度、時期、場所等実定法上特段の定めのない実施の細目については、上記質問検査の必要があり、かつ、これと相手方の私的利益との衡量において社会通念上相当な限度にとどまる限り、これを権限ある収税官吏の合理的な選択にゆだねたものと解される。

そうであるところ、前記前提事実及び争点(1)について認定説示したところによると、原告らの親族関係は極めて複雑である上、原告らが主張するA等が丁に金員を運用委託したとする時期も相当古いものであり、しかもそれを裏付ける客観的資料はなかったというのであって、そうした状況の下においては、本件小切手が贈与されたものであるかどうかについては原告ら及び丙と丁との間にそうした贈与の動機となり得る関係の有無が重要な点となることなどを併せ考えると、その調査手続において、原告乙について、婚姻経験の有無、同人

とAとの関係、原告乙の幼少時代の生活環境等について、詳細に聴取することも当然であるといえる。のみならず、上記のような、婚姻経験の有無やその親族関係ないし生活関係といった原告乙の個人的な事情について詳細に聴取する必要がある場合にあっては、それとの関連において、婚姻していない理由や改名した理由その他同人の機微に触れる事情について話題が及ぶことも考えられないではなく、そのような聴取の際には相手方の心情に配慮した慎重な対応が求められることはもとより当然ではあるけれども、そうした質問自体が、原告乙の私的利益との対比において、これを受忍させることが社会通念上相当性を欠くものとまでいうことはできず、これについてその相手方が不満を抱くことがあったとしても、違法であるということとはできない。

したがって、上記①についての原告らの主張は失当であって、これを採用することはできない。

#### イ 上記②について

(ア) 前記認定した丙の医療機関の受診経過に加えて、証拠(甲32)等からすると、丙は、平成15年7月14日、体調不良を訴えてQ医院の精神科を受診して適応障害と診断され、同月24日に右足関節脱臼骨折によりj病院に入院した際にもうつ症状が続いていたため心療内科から内服薬の処方を受け、平成16年8月までの間、継続的に医療機関を受診してうつ病についての治療を受けたが、治癒ないし寛解に至ることなく重篤な状況が継続し、同月12日に自殺するに至ったこと、丙は、平成15年7月14日の診察の際には、医師に、同年6月初めに予期せぬしかも多額の税のことが分かり、家族3人ともパニックとなった旨述べ、n病院の初診日である平成16年1月5日に作成された診療録には、平成15年4月に丙が一人で税務署職員の対応をしたことが記載され、翌6日に作成された診療録には、衝撃を受けたのは平成15年の春であることなどが記載されていることが認められる。これらの経緯を総合すると、丙が平成15年夏ころにうつ病に罹患し、以後平成16年8月に自殺するまでの間、その症状が治癒ないし寛解に至ることなく推移した背景ないし原因の一つとして、本件小切手に係る贈与税の問題があったことを否定することはできない。

しかしながら、他方、前記(1)ウにおいて認定したところによると、丙が受診した医療機関において作成された診療録等のいずれにも、丙が、調査担当職員の調査の際の具体的な発言内容等に不満を述べたといったことは何ら記載されておらず、これに加えて、上記のような予期せぬしかも多額の税のことで、家族3人ともパニックになったといった診療録の記載や、丙の遺書(甲14)及び同人が平成16年1月に作成した書面(甲16)には、本件小切手が預け金の返還であるといった主張が記載され、調査手続における調査担当職員の具体的な発言についての不満等は記載されていないことからすると、丙は、調査担当職員の丙に対する具体的な発言というよりも、むしろ、平成15年6月2日に、丁から交付を受けた本件小切手を含む小切手について8億円にも及ぶ多額の贈与税等を課税する方針であることを伝えられたこと自体に衝撃を受けたものとみるのが合理的である。また、診療録等(甲32)の記載からすると、丙がうつ病に罹患し、これが治癒ないし寛解に至らなかった点については、丙自身の資質も大きく影響しているものと認められる。

さらに、前記(1)において認定したところによると、原告らは、平成15年6月に調査手続に関して弁護士に依頼するまでの間、調査担当職員に対してQの丙に対する発言につ

いて抗議したことはないものと認められ、また、原告ら及び丙から委任を受けた弁護士においても、調査担当職員に対して、Qの丙に対する発言についての抗議をしていないものと認められる。

以上に加えて、前記認定のとおり、原告甲は、平成16年4月26日の調査担当職員との面談の際、同職員に「申立書」と題する書面を差し入れているところ、同書面には、原告乙に対する調査については、具体的な文言を挙げてこれへの抗議が記載されている一方、丙に関しては、Qの丙に対する具体的な発言への抗議等は記載されていないことなどをも併せ考えると、むしろ、平成15年6月2日及び同月ころに、Qから丙に対する脅迫的、威圧的、威迫的又は侮辱的発言はなかったと認めるのが相当である。

そして、調査担当職員において、贈与税の課税方針及びその金額等を伝えて自主申告をしようようすること自体を違法ということができないことは明らかであり、これにより丙が衝撃を受け、うつ病発症の一因となった可能性があるとしても、このこと自体は、調査手続自体の適法性を左右するものということとはできず、上記②についての原告らの主張は理由がない。

(イ) この点、原告甲は、平成15年6月2日の大阪国税局での面談の際、丙は、QないしZから、「どうしても払いなさい。」「払えなければ自己破産すればいいでしょう。」「脱税者である。」「犯罪者」との発言を受けてテーブルに頭を激しくぶつけて失神し、顔を真っ青にしてふるえる状態に陥り、原告ら自宅に帰宅するまで、常に体を震わせ、けいれんした状態であったと供述する（原告甲17頁、28頁）。

しかしながら、前記認定説示したとおり、原告甲や同人から委任を受けた弁護士においても、調査担当職員に対して丙への発言について抗議したことはないこと、同日の面談の際、救急車は呼ばれていないこと、前記認定のとおり、同日の面談後、丙が医療機関を最初に受診したのは同年7月13日であり、上記同年6月2日の面談から1か月余りも経過していることからすると、同日の面談で丙が大きなショックを受けたとしても、原告甲の供述するようさし迫った状況にあったとは認め難く、同供述を採用することはできない。

(ウ) また、原告乙は、平成15年6月中旬、丙が自宅で震えながら電話の子機で話していたが、手を受話器から離し、「『奥さん死なんといてや。』』と言ってはるわ。」と言って原告乙の方に前のめりに倒れかかっていたことがある、その際、原告乙自身にも、電話口からは、Qが「奥さん死なんといてや。」と聞こえた、などと供述している（原告乙本人7頁、9頁）。

しかしながら、電話口の向こうにいるQの声を、付近にいた原告乙自身も聞いたということ自体不自然であるほか、Qが唐突に「奥さん死なんといてや。」といった発言をしたとは考え難く、仮にこうした発言があったとしても、それはむしろ、Qが供述ないし陳述するとおり、丙から自殺をほのめかすような発言があったことから、そうした丙の発言をおもんばかってされたものであるとみるのが自然である。そうであるとすれば、Qがそうした発言をしたことがあったとしても、その表現内容に誤解を招く面があったことを踏まえても、社会通念上相当性を欠くとまではいえず、これが違法であるということとはできない。

(エ) 以上認定説示したところによると、前記②についての原告らの主張を採用することはできない。

(5) まとめ

以上によると、違法事由1及び違法事由2についての原告らの主張はいずれも理由がないから、本件各処分に至る調査手続は適法であると認められる。

3 本件各処分の適法性について

以上説示したとおり、原告ら及び丙は、丁から本件小切手を無償で取得したものと認められ、また、本件各処分に至る調査手続も適法に行われたものと認められる。そして、被告が本訴において主張する贈与税及び無申告加算税の計算過程にも違法な点は見当たらないから、本件各処分はいずれも適法である。

4 結論

よって、原告らの本訴請求は、いずれも理由がないからこれを棄却することとし、訴訟費用の負担につき行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。

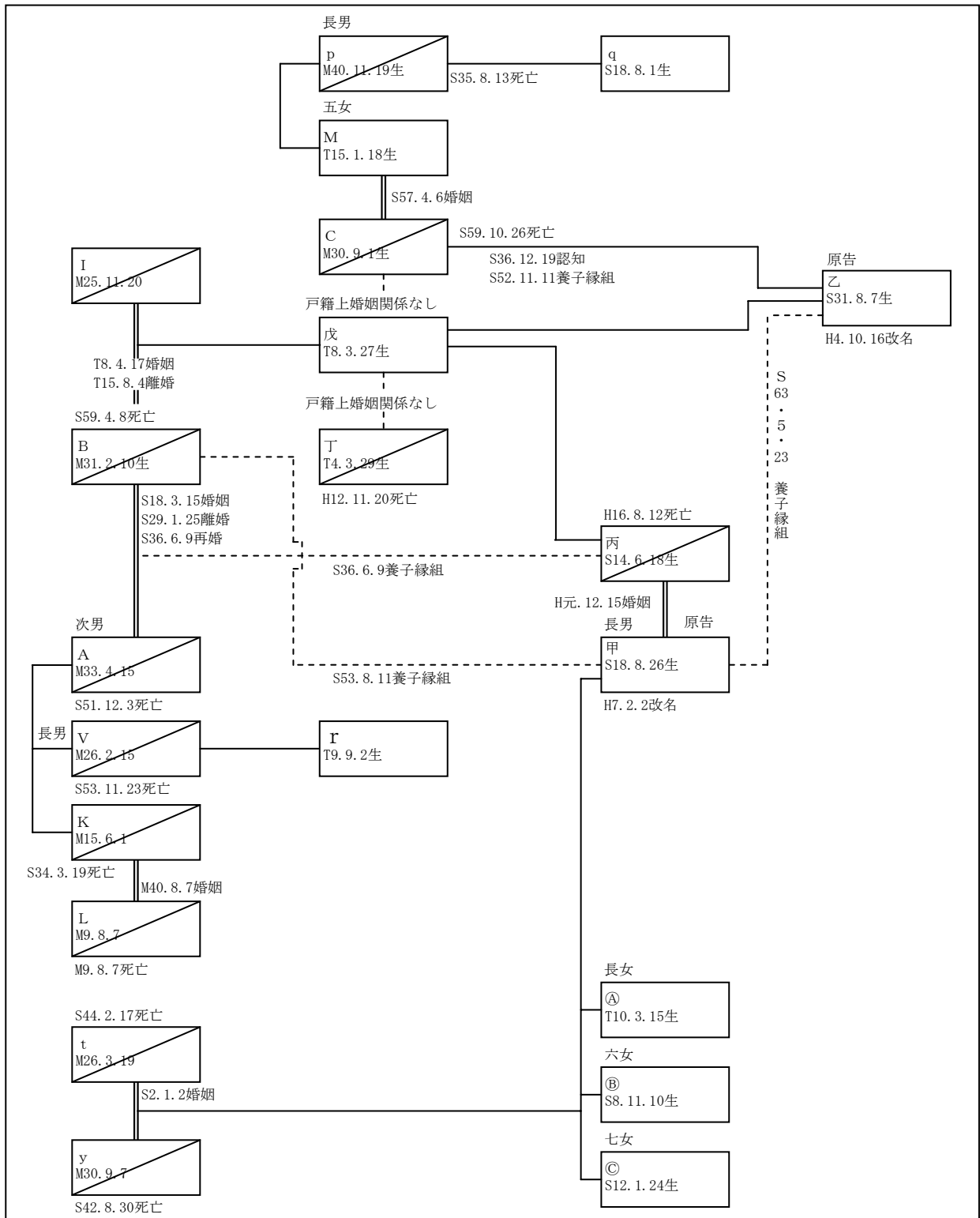
大阪地方裁判所第2民事部

裁判長裁判官 山田 明

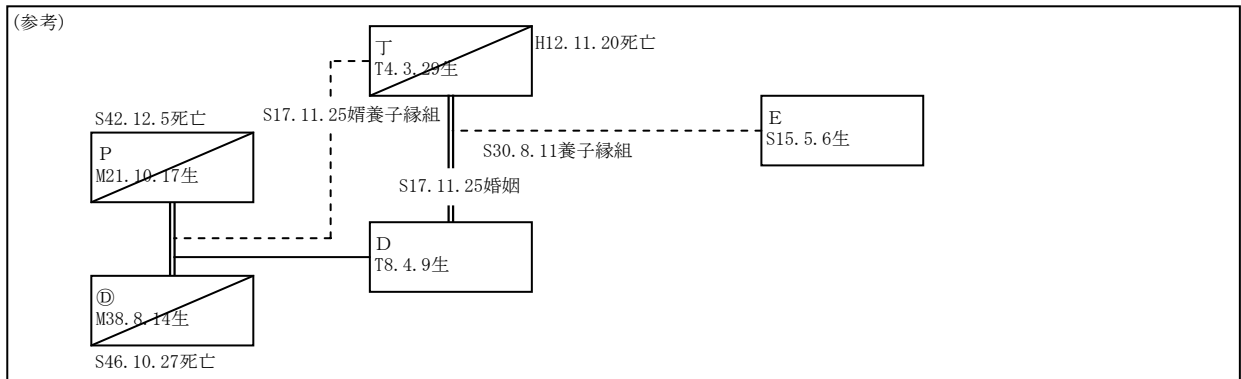
裁判官 徳地 淳

裁判官 釜村 健太

原告ら及びその関係者の親族関係図



(参考)



別表 1

原告らが各預金口座に取立入金した本件小切手の明細

1 甲関係

(単位：円)

口座	本件小切手の作成日	本件小切手の内訳				本件小切手の入金状況				
		支払地	券面額	小切手番号	振出人	入金日	金融機関	口座番号	入金額	口座名義
本件証券会社口座	平成11年1月27日	㊦銀行瓦町支店	20,000,000		F証券大阪支店	平成11年1月27日	㊮銀行大阪支店	普通	20,000,000	甲
	平成11年1月27日	㊦銀行瓦町支店	20,000,000		F証券大阪支店	平成11年1月28日	㊮信用金庫西田辺支店	普通	20,000,000	甲
	平成11年1月27日	㊦銀行瓦町支店	10,000,000		F証券大阪支店	平成11年1月29日	G銀行難波支店	普通	10,000,000	甲
	平成11年2月26日	㊮銀行大阪営業部	3,000,000		F証券大阪支店	平成11年3月2日	㊮銀行田辺支店	普通	3,000,000	甲
	平成11年2月26日	㊮銀行大阪営業部	3,000,000		F証券大阪支店	平成11年3月2日	㊮銀行田辺支店	普通	3,000,000	甲
	平成11年2月26日	㊮銀行大阪営業部	2,000,000		F証券大阪支店	平成11年3月2日	㊮銀行田辺支店	普通	2,000,000	甲
本件普通預金口座	平成11年4月28日	G銀行南船場支店	5,000,000		G銀行南船場支店	平成11年4月30日	㊮銀行田辺支店	普通	5,000,000	甲
	平成11年4月28日	G銀行南船場支店	5,000,000		G銀行南船場支店	平成11年4月30日	㊮銀行田辺支店	普通	5,000,000	甲
	平成11年4月28日	G銀行南船場支店	5,000,000		G銀行南船場支店	平成11年4月30日	㊮銀行田辺支店	普通	5,000,000	甲
本件証券会社口座	平成11年5月27日	㊮銀行船場支店	5,000,000		F証券大阪支店	平成11年5月28日	㊮銀行田辺支店	普通	5,000,000	甲
	平成11年5月27日	㊮銀行船場支店	5,000,000		F証券大阪支店	平成11年5月28日	㊮銀行田辺支店	普通	5,000,000	甲
	平成11年5月27日	㊮銀行船場支店	5,000,000		F証券大阪支店	平成11年5月28日	郵便局	通常	5,000,000	甲
	平成11年9月27日	㊮銀行本店営業部	20,000,000		F証券大阪支店	平成11年10月7日	G銀行難波支店	普通	20,000,000	甲
平成11年分合計			109,000,000						109,000,000	
本件証券会社口座	平成12年3月27日	G銀行大阪支店	10,000,000		F証券大阪支店	平成12年3月29日	㊮銀行田辺支店	普通	10,000,000	甲
	平成12年4月27日	㊦銀行瓦町支店	10,000,000		F証券大阪支店	平成12年4月28日	㊮銀行西田辺支店	普通	10,000,000	甲
	平成12年4月27日	㊦銀行瓦町支店	10,000,000		F証券大阪支店	平成12年4月28日	㊮銀行田辺支店	普通	10,000,000	甲
	平成12年4月27日	㊦銀行瓦町支店	10,000,000		F証券大阪支店	平成12年4月28日	㊮銀行田辺支店	普通	10,000,000	甲
	平成12年5月26日	㊮銀行大阪支店	10,000,000		F証券大阪支店	平成12年5月26日	㊮銀行田辺支店	普通	10,000,000	甲
	平成12年5月26日	㊮銀行大阪支店	10,000,000		F証券大阪支店	平成12年5月26日	㊮銀行田辺支店	普通	10,000,000	甲
	平成12年5月26日	㊮銀行大阪支店	10,000,000		F証券大阪支店	平成12年5月26日	㊮銀行西田辺支店	普通	10,000,000	甲
	平成12年5月26日	㊮銀行大阪支店	10,000,000		F証券大阪支店	平成12年5月26日	G銀行難波支店	普通	10,000,000	甲
	平成12年5月26日	㊮銀行大阪支店	10,000,000		F証券大阪支店	平成12年5月26日	㊮銀行大阪支店	普通	10,000,000	甲
	平成12年5月26日	㊮銀行大阪支店	10,000,000		F証券大阪支店	平成12年5月26日	㊮銀行大阪支店	普通	10,000,000	甲
	平成12年5月26日	㊮銀行大阪支店	10,000,000		F証券大阪支店	平成12年5月26日	G銀行難波支店	普通	10,000,000	甲
	平成12年5月26日	㊮銀行大阪支店	10,000,000		F証券大阪支店	平成12年5月26日	G銀行難波支店	普通	10,000,000	甲
	平成12年5月26日	㊮銀行大阪支店	10,000,000		F証券大阪支店	平成12年5月26日	㊮銀行大阪支店	普通	10,000,000	甲
	平成12年5月26日	㊮銀行大阪支店	10,000,000		F証券大阪支店	平成12年5月26日	㊮銀行大阪支店	普通	10,000,000	甲
	平成12年5月26日	㊮銀行大阪支店	10,000,000		F証券大阪支店	平成12年5月26日	㊮銀行西田辺支店	普通	10,000,000	甲
	平成12年5月26日	㊮銀行大阪支店	10,000,000		F証券大阪支店	平成12年5月26日	㊮銀行大阪支店	普通	10,000,000	甲
	平成12年5月26日	㊮銀行大阪支店	10,000,000		F証券大阪支店	平成12年5月26日	㊮銀行西田辺支店	普通	10,000,000	甲
平成12年5月26日	㊮銀行大阪支店	10,000,000		F証券大阪支店	平成12年5月26日	㊮銀行田辺支店	普通	10,000,000	甲	
平成12年5月26日	㊮銀行大阪支店	10,000,000		F証券大阪支店	平成12年5月26日	郵便局	通常	10,000,000	甲	
平成12年分合計			200,000,000						200,000,000	

(注) 現在、上記の「支払地」欄、「振出人」欄及び「金融機関」欄の各金融機関名のうち、㊮銀行及び㊦銀行は㊮銀行に、㊮銀行及び㊮銀行は㊮銀行に、㊮銀行は㊮銀行に、F証券はF証券にそれぞれ名称変更している。

## 2 丙関係

(単位：円)

口座	本件小切手の作成日	本件小切手の内訳				本件小切手の入金状況				
		支払地	券面額	小切手番号	振出人	入金日	金融機関	口座番号	入金額	口座名義
本件証券会社口座	平成11年1月27日	㊦銀行瓦町支店	20,000,000		F証券大阪支店	平成11年1月28日	㊮信用金庫西田辺支店	普通	20,000,000	丙
	平成11年5月27日	㊨銀行船場支店	5,000,000		F証券大阪支店	平成11年5月28日	郵便局	通常	5,000,000	丙
本件普通預金口座	平成11年7月28日	G銀行南船場支店	6,000,000		G銀行南船場支店	平成11年7月29日	㊮信用金庫西田辺支店	普通	6,000,000	丙
本件証券会社口座	平成11年9月27日	㊦銀行北浜支店	20,000,000		F証券大阪支店	平成11年10月1日	G銀行心齋橋支店	普通	20,000,000	丙
	平成11年9月27日	㊩銀行本店営業部	30,000,000		F証券大阪支店	平成11年10月1日	㊮信用金庫西田辺支店	普通	30,000,000	丙
	平成11年9月27日	㊩銀行本店営業部	20,000,000		F証券大阪支店	平成11年10月1日	G銀行心齋橋支店	普通	20,000,000	丙
平成11年分合計			101,000,000						101,000,000	
本件証券会社口座	平成12年3月27日	G銀行大阪支店	10,000,000		F証券大阪支店	平成12年3月29日	㊮信用金庫西田辺支店	普通	10,000,000	丙
	平成12年3月27日	G銀行大阪支店	10,000,000		F証券大阪支店	平成12年3月29日	㊮信用金庫西田辺支店	普通	10,000,000	丙
	平成12年5月26日	㊦銀行大阪支店	10,000,000		F証券大阪支店	平成12年5月26日	郵便局	通常	10,000,000	丙
平成12年分合計			30,000,000						30,000,000	

(注) 現在、上記の「支払地」欄、「振出人」欄及び「金融機関」欄の各金融機関名のうち、㊦銀行及び㊦銀行は㊦銀行に、㊨銀行及び㊩銀行は㊩銀行に、F証券はF証券にそれぞれ名称変更している。

## 3 乙関係

(単位：円)

口座	本件小切手の作成日	本件小切手の内訳				本件小切手の入金状況				
		支払地	券面額	小切手番号	振出人	入金日	金融機関	口座番号	入金額	口座名義
本件証券会社口座	平成11年1月27日	㊦銀行瓦町支店	5,000,000		F証券大阪支店	平成11年1月28日	㊮銀行田辺支店	普通	5,000,000	乙
	平成11年5月27日	㊨銀行船場支店	5,000,000		F証券大阪支店	平成11年5月28日	郵便局	通常	5,000,000	乙
	平成11年9月27日	㊩銀行本店営業部	30,000,000		F証券大阪支店	平成11年9月30日	㊮銀行田辺支店	普通	30,000,000	戊
平成11年分合計			40,000,000						40,000,000	
本件証券会社口座	平成12年4月27日	㊦銀行瓦町支店	10,000,000		F証券大阪支店	平成12年4月28日	㊮銀行西田辺支店	普通	10,000,000	乙
	平成12年4月27日	㊦銀行瓦町支店	10,000,000		F証券大阪支店	平成12年4月28日	㊮銀行西田辺支店	普通	10,000,000	乙
	平成12年4月27日	㊦銀行瓦町支店	10,000,000		F証券大阪支店	平成12年4月28日	㊮銀行西田辺支店	普通	10,000,000	乙
	平成12年5月26日	㊦銀行大阪支店	10,000,000		F証券大阪支店	平成12年5月26日	郵便局	通常	10,000,000	乙
平成12年分合計			40,000,000						40,000,000	

(注) 現在、上記の「支払地」欄、「振出人」欄及び「金融機関」欄の各金融機関名のうち、㊦銀行及び㊦銀行は㊦銀行に、㊨銀行及び㊩銀行は㊩銀行に、㊮銀行は㊮銀行に、㊮銀行は㊮銀行に、F証券はF証券にそれぞれ名称変更している。

別表2

## 課税の経緯及びその内容

(単位：円)

項目		区分	決定処分等	異議申立て	異議決定	審査請求	裁決	
		年月日	平成16年6月28日	平成16年8月23日	平成17年4月14日	平成17年5月10日	平成18年5月8日	
甲	平成11年分	課税価格	128,400,000	0	108,400,000	0	棄却	
		納付すべき税額	78,980,000	0	64,980,000	0		
		無申告加算税の額	11,847,000	0	9,747,000	0		
	平成12年分	課税価格	199,400,000	0	棄却	0		
		納付すべき税額	128,680,000	0		0		
		無申告加算税の額	19,302,000	0		0		
(亡丙) 相続人甲	平成11年分	課税価格	100,400,000	0	棄却	0	棄却	
		納付すべき税額	(59,380,000) 39,586,600	0		0		
		無申告加算税の額	(8,907,000) 5,938,000	0		0		
	平成12年分	課税価格	29,400,000	0		棄却		0
		納付すべき税額	(13,740,000) 9,160,000	0				0
		無申告加算税の額	(2,061,000) 1,374,000	0				0
乙	平成11年分	課税価格	39,400,000	0	棄却	0	棄却	
		納付すべき税額	19,740,000	0		0		
		無申告加算税の額	2,961,000	0		0		
	平成12年分	課税価格	39,400,000	0		棄却		0
		納付すべき税額	19,740,000	0				0
		無申告加算税の額	2,961,000	0				0

(注) 亡丙の「決定処分等」、「異議決定」及び「裁決」の「納付すべき税額」及び「無申告加算税の額」の各欄の上段括弧書きの金額は、亡丙に課されるべきとされた額であり、下段の金額は、上段括弧書きの金額を甲の法定相続分によりあん分した額である。



## 別表 3

## 贈与税の計算

(単位：円)

項目		甲	(亡丙) 相続人甲	乙
平成 11年分	① 課税価格	109,000,000	101,000,000	40,000,000
	② 基礎控除額	600,000	600,000	600,000
	③ 基礎控除後の課税価格 (①－②)	108,400,000	100,400,000	39,400,000
	④ 納付すべき税額	64,980,000	(59,380,000) 39,586,600	19,740,000
平成 12年分	① 課税価格	200,000,000	30,000,000	40,000,000
	② 基礎控除額	600,000	600,000	600,000
	③ 基礎控除後の課税価格 (①－②)	199,400,000	29,400,000	39,400,000
	④ 納付すべき税額	128,680,000	(13,740,000) 9,160,000	19,740,000

(注1) ③欄は、1,000円未満の端数切捨て(国税通則法118条1項)。

(注2) ④欄は、別表 付表「贈与税の速算表」により計算した金額。

ただし、100円未満の端数切捨て(国税通則法119条1項)。

(注3) 亡丙の「納付すべき税額」欄の上段括弧書きの金額は、亡丙に課される額であり、下段の金額は、上段括弧書きの金額を甲の法定相続分により案分した額である。

## 別表 付表「贈与税の速算表」

区分	千円 1,500 以下	千円 2,000 以下	千円 2,500 以下	千円 3,500 以下	千円 4,500 以下	千円 6,000 以下	千円 8,000 以下	千円 10,000 以下	千円 15,000 以下	千円 25,000 以下	千円 40,000 以下	千円 100,000 千円	千円 100,000 超
税率	% 10	% 15	% 20	% 25	% 30	% 35	% 40	% 45	% 50	% 55	% 60	% 65	% 70
控除額	円 0	千円 75	千円 175	千円 300	千円 475	千円 700	千円 1,000	千円 1,400	千円 1,900	千円 2,650	千円 3,900	千円 5,900	千円 10,900

(注) ③の金額×税率－控除額＝④の金額

別表 4

## 無申告加算税の計算明細書

(単位：円)

区分		甲	(亡丙) 相続人甲	乙	
平成 11 年分	①	加算税の対象となる税額	64,980,000	(59,380,000)	19,740,000
	②	無申告加算税の基礎となる 税額	64,980,000	(59,380,000)	19,740,000
	③	無申告加算税の金額 (②×15%)	9,747,000	(8,907,000) 5,938,000	2,961,000
平成 12 年分	①	加算税の対象となる税額	128,680,000	(13,740,000)	19,740,000
	②	無申告加算税の基礎となる 税額	128,680,000	(13,740,000)	19,740,000
	③	無申告加算税の金額 (②×15%)	19,302,000	(2,061,000) 1,374,000	2,961,000

(注1) ②欄は、10,000円未満の端数切捨て（国税通則法118条3項）

(注2) ③欄は、100円未満の端数切捨て（国税通則法119条4項）

(注3) 亡丙の各欄の括弧書きの金額は、亡丙に課されるべき額であり、「無申告加算税の金額」欄の下段の金額は、上段括弧書きの金額を甲の法定相続分により案分した額である。